

---

# **第4期豊能町高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画**

**平成21年3月  
豊能町**

---



## ごあいさつ

わが国では、今後、いわゆる団塊の世代が高齢者になる平成27年度には4人に1人、平成47年には3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えるものと予測されています。

本町においては、平成21年度には4人に1人、平成26年度には3人に1人が65歳以上となると見込まれており、全国を上回るハイペースで高齢化が進むものと予測されています。

こうした急速な少子高齢化社会を迎え、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増加する中、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしていくための施策が求められています。

このような状況の中、本町では「生きがいをもてるまち、健やかに安心して暮らせるまち」の実現を目指すため「第4期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定いたしました。この計画に基づき、介護予防事業や高齢者福祉サービス事業などの施策の推進、高齢者の生きがいづくりや社会参加が行える環境の整備、地域住民やボランティアによる地域福祉活動の活性化などに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、本計画の目標の実現には住民の皆様をはじめ関係機関との連携・協力が不可欠でありますので、皆様の協力のもと、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていけるよう努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました豊能町介護保険運営委員会委員の皆様及び住民の皆様、アンケート調査にご協力いただきました多くの住民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成21年3月

豊能町長      池 田 勇 夫



# 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の意義.....                     | 1  |
| 1 計画策定の趣旨 .....                      | 1  |
| 〔1〕 計画策定の背景.....                     | 1  |
| 〔2〕 計画の法的位置付け.....                   | 2  |
| 2 計画の基本理念.....                       | 3  |
| 〔1〕 住み慣れた地域社会での生活を支援するためのシステム構築..... | 3  |
| 〔2〕 権利を擁護する仕組みの確立.....               | 3  |
| 〔3〕 生活向上のための支援.....                  | 3  |
| 〔4〕 ノーマライゼーション理念の実現.....             | 4  |
| 〔5〕 民間活力、多様なサービス提供主体の参入促進.....       | 4  |
| 3 計画の基本目標.....                       | 5  |
| 〔1〕 高齢者の尊厳配慮と権利擁護の推進.....            | 5  |
| 〔2〕 介護保険サービスの適切な提供.....              | 5  |
| 〔3〕 健康づくりの推進.....                    | 6  |
| 〔4〕 介護予防の推進.....                     | 6  |
| 〔5〕 住み慣れた地域で暮らすための支援体制の整備.....       | 6  |
| 〔6〕 生きがいづくりの推進と高齢者の社会参加の促進.....      | 6  |
| 〔7〕 安心して暮らせるまちづくり.....               | 7  |
| 4 計画の期間.....                         | 7  |
| 5 計画の策定体制.....                       | 8  |
| 6 関係計画との関係.....                      | 8  |
| 7 計画の進行管理.....                       | 8  |
| 8 第4期計画における主な変更点.....                | 9  |
| 〔1〕 日常生活圏域の変更.....                   | 9  |
| 〔2〕 保険料設定の考え方.....                   | 10 |
| 〔3〕 第1号被保険者負担割合の変更について.....          | 11 |
| 〔4〕 介護報酬改定について.....                  | 11 |
| 第2章 高齢者等を取り巻く現状及び将来推計.....           | 12 |
| 1 高齢者等の現状.....                       | 12 |
| 〔1〕 総人口の推移（実績）.....                  | 12 |
| 〔2〕 年齢3区分別人口の推移（実績）.....             | 13 |
| 〔3〕 要支援・要介護認定者数の推移（実績）.....          | 14 |
| 2 高齢者等の将来推計.....                     | 15 |

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 〔1〕 総人口等の見込（推計） .....                 | 15 |
| 〔2〕 被保険者の見込（推計） .....                 | 17 |
| 〔3〕 要支援・要介護認定者数の見込（推計） .....          | 18 |
| 〔4〕 高齢者世帯の推移 .....                    | 19 |
| 3 アンケート調査結果 .....                     | 21 |
| 〔1〕 実施概要 .....                        | 21 |
| 〔2〕 実施結果 .....                        | 22 |
| 第3章 第3期計画の実施状況 .....                  | 32 |
| 1 第3期計画の介護サービス給付実績 .....              | 32 |
| 〔1〕 居宅サービス .....                      | 32 |
| 〔2〕 介護予防サービス .....                    | 36 |
| 〔3〕 地域密着型サービスの整備 .....                | 40 |
| 〔4〕 介護予防地域密着型サービス .....               | 41 |
| 〔5〕 施設サービス .....                      | 42 |
| 2 介護予防の推進 .....                       | 43 |
| 〔1〕 介護予防特定高齢者施策 .....                 | 43 |
| 〔2〕 介護予防一般高齢者施策 .....                 | 45 |
| 〔3〕 地域包括支援センターの運営について .....           | 46 |
| 〔4〕 任意事業 .....                        | 47 |
| 〔5〕 その他の事業 .....                      | 48 |
| 3 保健サービス .....                        | 49 |
| 4 高齢者福祉サービス .....                     | 50 |
| 第4章 計画の推進 .....                       | 53 |
| 1 高齢者の尊厳配慮と権利擁護の推進 .....              | 56 |
| 〔1〕 認知症高齢者の支援対策の推進 .....              | 56 |
| 〔2〕 高齢者の尊厳の配慮 .....                   | 57 |
| 2 介護保険サービスの適切な提供 .....                | 59 |
| 〔1〕 介護保険サービスの充実 .....                 | 59 |
| 〔2〕 介護家族への支援 .....                    | 60 |
| 〔3〕 介護保険サービスの質の向上 .....               | 60 |
| 〔4〕 保険者機能の強化 .....                    | 64 |
| 3 健康づくりの推進 .....                      | 66 |
| 〔1〕 健康増進に向けた取り組み .....                | 66 |
| 4 介護予防の推進 .....                       | 68 |
| 〔1〕 特定高齢者や一般高齢者に対する介護予防（介護予防事業） ..... | 68 |

|     |                                 |     |
|-----|---------------------------------|-----|
| 5   | 住み慣れた地域で暮らすための支援体制の整備.....      | 70  |
|     | 〔1〕 自立した在宅生活を支えるサービスの充実.....    | 70  |
|     | 〔2〕 地域包括支援センターの役割強化.....        | 72  |
|     | 〔3〕 地域ケア体制の充実.....              | 74  |
|     | 〔4〕 地域福祉の推進.....                | 75  |
| 6   | 生きがいつくりの推進と高齢者の社会参加の促進.....     | 78  |
|     | 〔1〕 高齢者の生きがいつくりの推進.....         | 78  |
|     | 〔2〕 高齢者の社会参加の促進.....            | 79  |
| 7   | 安心して暮らせるまちづくり.....              | 80  |
|     | 〔1〕 福祉のまちづくりの推進.....            | 80  |
|     | 〔2〕 災害時・緊急時における要援護者対策の推進.....   | 81  |
| 第5章 | 介護保険サービス事業量の見込.....             | 82  |
| 1   | 施設・居住系サービス.....                 | 82  |
|     | 〔1〕 施設居住系サービス利用者数の推計.....       | 82  |
|     | 〔2〕 療養病床の再編に関する事項.....          | 83  |
| 2   | 居宅サービス/介護予防サービス.....            | 84  |
|     | 〔1〕 居宅サービスの見込量.....             | 84  |
|     | 〔2〕 介護予防サービスの見込量.....           | 85  |
| 3   | 地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス.....    | 86  |
|     | 〔1〕 地域密着型サービスの見込量.....          | 86  |
|     | 〔2〕 地域密着型介護予防サービスの見込量.....      | 86  |
|     | 〔3〕 地域密着型介護予防サービスの必要利用定員総数..... | 86  |
| 4   | 地域支援事業.....                     | 87  |
| 第6章 | 介護保険事業費及び保険料.....               | 88  |
| 1   | 介護サービス給付費の見込.....               | 89  |
| 2   | 標準給付費の見込.....                   | 91  |
| 3   | 地域支援事業費の見込.....                 | 92  |
|     | 〔1〕 財源構成.....                   | 92  |
|     | 〔2〕 事業費規模.....                  | 92  |
|     | 〔3〕 地域支援事業の費用見込額.....           | 92  |
| 4   | 保険料の算出方法.....                   | 93  |
|     | 〔1〕 介護保険制度の財源構成.....            | 93  |
|     | 〔2〕 報酬改定を伴う保険料設定の考え方.....       | 94  |
| 5   | 第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料年額.....  | 99  |
| 資料  | .....                           | 100 |





# 第1章 計画策定の意義

## 1 計画策定の趣旨

### 〔1〕計画策定の背景

わが国の高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）は、平成19年に21%を超え、人口の5人に1人が高齢者であるという、いわゆる「超高齢社会」に突入しました。さらに、平成20年度の高齢社会白書では、「団塊の世代（昭和22～24年生まれの世代）」が高齢期に到達する平成24～26年には、毎年100万人ずつ高齢者が増加することが予想されており、わが国は諸外国が経験したことのない急激な高齢化の進展を経験するとされています。

介護が必要な高齢者等が安心して地域で生活できる環境を社会全体で支えることを目的として、平成12年度にスタートした介護保険制度は、老後の安心を支える仕組みとして定着してきましたが、サービス利用者数や給付費の大幅な増加により、平成18年4月に生活機能の向上と自立支援に重点を置いた「予防重視型システムへの転換」を目的とした抜本的な改革が行われました。

また、介護保険制度改革とあわせて進められた医療制度改革においても、医療費抑制策として、生活習慣病予防を主な目的とした健康保険の保険者による特定健診・特定保健指導、療養病床の再編成、平成20年4月から開始されている「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」等が実施されています。「超高齢社会」に対応した持続可能な社会保障制度へ向けたこれらの改革は、わが国が進める構造改革の象徴ともなっています。

このような社会構造の急激な変化に柔軟かつ適切に対応し、地域固有の実情を的確に把握しながら、住民、各種サービス提供事業者や地域で活躍する様々な主体が協働し、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていける社会を築くことが、全国の地方自治体に求められています。

## 〔2〕計画の法的位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条8に基づき策定するものです。また、介護保険事業計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき、厚生労働省が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ策定するものです。

平成21年度を初年度とする本計画は、介護保険法により「老人福祉計画」及び「介護保険事業計画」の2計画を一体的に策定することになっています。

本町においては、効果的かつ効率的に高齢者の保健福祉サービス及び介護保険サービスが提供できるように、従来どおり高齢者の保健サービスを含めた計画を一体的に策定しました。

## 2 計画の基本理念

本計画は、平成26年を目標年度として計画された前期計画の中間見直しにあたることから、前期計画の考え方を基本的に継承し、「生きがいをもてるまち、健やかに安心して暮らせるまち」の実現を目指すため、引き続き以下の5つを基本理念とします。

### 〔1〕住み慣れた地域社会での生活を支援するためのシステム構築

支援を必要とする住民に対して、それぞれの状態やニーズにあった保健・医療・福祉サービスが適切かつ効果的に提供されるよう、サービス提供者や関係機関と役割分担や連携を図ります。そして、サービスが総合的・包括的に提供できるシステムを構築します。また、身近な地域で必要とされるサービスの提供や地域に密着した活動を推進するための拠点整備及び施策の展開を図ります。

### 〔2〕権利を擁護する仕組みの確立

高齢者や障害のある方がいかなる状態にあっても、人としての尊厳を保ち、その人らしい生活を維持・継続していくために高齢者や障害のある方の権利を擁護し、保障していく仕組みを確立します。そのために、あらゆる立場の人々の人権が尊重される社会づくりを推進します。とくに、介護保険は利用者の希望に基づく契約によりサービスが提供される制度であり、利用者の権利が最重要視されなければなりません。計画の策定とその推進にあたっては、サービス内容や利用手続きなどの情報が入手しやすいことや、わからないことができるだけ身近なところで相談でき、解決が図られることなど「利用者本位」の地域システムが確立されるようにできる限り配慮します。

### 〔3〕生活向上のための支援

たとえ介護が必要な状態になったとしても、生活の質を維持できるように支援します。さらに、高齢者、障害のある方、外国人等を含むすべての住民が、コミュニティ活動やスポーツ・レクリエーション活動などを通じて社会参加を楽しむことができる環境整備に努めます。

#### 〔4〕ノーマライゼーション理念の実現

すべての人々が、社会の構成員として地域のなかでともに生活するとともに、社会的、制度的、心理的などあらゆる面における障害を取り除くことを推進し、身近な地域においてノーマライゼーションの理念の実現に努めます。

#### 〔5〕民間活力、多様なサービス提供主体の参入促進

住民の多様なニーズに対応するため、民間事業者や民間団体あるいは住民参加の特定非営利組織（NPO）など様々なサービス提供主体の参入を促進し、競争原理に基づく柔軟かつ安価で質の高いサービス提供を目指します。

### 3 計画の基本目標

急速な少子高齢化社会を迎え、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増加する中、高齢者の多くは老後の生活や健康など将来に対して何らかの不安を感じている。こうした不安を解消し、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしていくための施策が必要です。

そのため、介護が必要な状態や認知症にならないための介護予防事業や高齢者福祉サービス事業などの施策を推進するとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加が行える環境を整備していくことが求められている。

また、地域住民やボランティアなどによる地域福祉活動の活性化など、地域で高齢者を支えていく仕組みも重要なものとして位置づけられる。

本町では、このような考えのもと、次の7つの基本目標として掲げ、これに沿って様々な施策を展開します。

#### 〔1〕高齢者の尊厳配慮と権利擁護の推進

高齢化が進行するなかで、高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯の増加に伴う孤独死や、高齢者虐待等、高齢者の尊厳を脅かす様々な社会問題が近年顕在化しています。

これらの問題に対応するためには、高齢者を地域全体で見守る体制の拡充や、高齢者虐待等に関する地域住民の知識や理解の普及、相談窓口の充実など積極的な対応が求められています。また、高齢者介護においても、日常生活における身体的な自立の支援だけでなく、精神的な自立を維持し、高齢者自身が尊厳を保つことができるサービスを提供する必要があります。

計画を推進するうえでは、憲法が保障する「基本的人権」を尊重し、高齢者一人ひとりの尊厳を確保し、利用者自らがサービスやその内容を選択できるよう努めるとともに、高齢者の生活に配慮した支援を図ります。

#### 〔2〕介護保険サービスの適切な提供

高齢化の進行に伴い、要介護認定者が増加することは避けられず、介護予防に関するサービス、住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を送るためのサービスなどの質の向上が求められています。また、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、持続可能な制度を構築することが重要です。

そのため、サービス提供事業者やケアマネジャーに対する指導・助言及び支援を適宜

行い、サービスの改善につなげます。また、サービスや事業者の選択のための情報提供体制の充実を図るとともに、相談支援体制の構築や、介護保険制度の見直しの趣旨や内容等についての周知など、引き続き利用者本位の取り組みを推進します。

### 〔3〕健康づくりの推進

高齢者が生きがいある生活を送るためには、若い世代からの健康づくりが重要となります。そこで、あらゆる年代に対して健康づくりや生活習慣病予防に積極的に取り組める環境づくりを進めていきます。

### 〔4〕介護予防の推進

第3期計画時における介護保険制度の見直しにより、要介護状態になってからの事後的な対応ではなく、要介護状態にならないための予防や状態の改善に重点をおく「予防重視型システム」への転換が図られ、新たに地域支援事業が創設されました。

できるだけ住みなれたまちで、なるべく自分の力で活動的な生活を送りたいという願いを実現するために、要介護状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になった場合においても、地域で自立した日常生活を送れるよう支援します。

### 〔5〕住み慣れた地域で暮らすための支援体制の整備

高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯が増加する中で、一人ひとりの身体状況や生活環境も多様化する傾向にあります。そのため、支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で孤立することなく、自立した生活を送れるよう、常に地域の高齢者の状況を的確に把握することが重要となります。

そのため、地域の人的資源や地域組織との連携を図り、日常的に地域で高齢者を見守り支えるとともに、緊急時における高齢者への支援体制の充実を図ります。

### 〔6〕生きがいづくりの推進と高齢者の社会参加の促進

高齢者の培った豊かな知識、経験、技能は、本人にとっても社会にとっても大きな財産であるとの認識のもと、高齢者が地域の中で大切な役割を担うことができるよう、社

会づくりを推進していくことが重要です。

高齢者が年齢にとらわれることなく、今まで培ってきた知識や経験、技能を生かして、ボランティア活動や趣味活動、学習活動、子どもや高齢者同士のふれあい活動、労働を通じて、地域社会の重要な一員として大きな役割を担うことなどができるような環境を整備します。また、機会や場所の提供、健康・生きがいづくり活動やボランティア活動を自主的に推進する老人クラブや様々な団体・グループに対する支援や人材育成などを、保健福祉、教育、文化等幅広い分野と連携して推進します。

## 〔7〕安心して暮らせるまちづくり

災害時において高齢者は、災害の発生の認識、危険性の認識、さらには避難行動が困難、避難生活の不便さなどの問題を抱えており、災害時に被害者になりやすいことが想定されます。また、近年では高齢者が被害者となる犯罪も増えており、安心・安全なまちづくりが課題となっています。これらの現状を踏まえ、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていけるようにするために、防火・防災対策や、防犯対策、交通安全対策などの社会基盤の整備に努めていきます。

## 4 計画の期間

「介護保険事業計画」は介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき 3 年を 1 期として計画内容を見直す必要があります。そのため、本計画の期間は、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間とします。

なお、平成 26 年度における高齢者介護等の姿を見据え、数値目標を設定しました。

【計画期間】

|      | H18 年度  | H19 年度 | H20 年度  | H21 年度                      | H22 年度 | H23 年度  | H24 年度  | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度                                                  |
|------|---------|--------|---------|-----------------------------|--------|---------|---------|--------|--------|---------------------------------------------------------|
| 前期計画 | 第 3 期計画 |        |         | 平成 2 6 年度における高齢者介護等の姿・目標を設定 |        |         |         |        |        | 超<br>高<br>齢<br>社<br>会<br>の<br><br>あ<br>る<br>べ<br>き<br>姿 |
| 本計画  |         |        | 中間的な見直し | 第 4 期計画                     |        |         |         |        |        |                                                         |
| 次期計画 |         |        |         |                             |        | 最終的な見直し | 第 5 期計画 |        |        |                                                         |
|      |         |        |         |                             |        |         |         |        |        |                                                         |

## 5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、広く関係者の意見を反映するため、学識経験者、保健・福祉・医療の関係者、被保険者代表などで構成する「豊能町介護保険運営委員会」において検討を行いました。

また、計画を見直すにあたり、計画の資料として利用するとともに、今後の高齢者福祉施策を進める上での参考とするため、「介護保険居宅サービス利用者調査」「介護保険居宅サービス未利用者調査」「介護保険高齢者一般調査」の3つの調査を実施しました。

また、町ホームページ上に計画素案を掲載し、パブリックコメントを募集し、住民から寄せられた意見も踏まえ計画に民意が反映されるよう策定しました。

## 6 関係計画との関係

本計画は、「豊能町総合計画（第3次）」、「豊能町地域福祉計画」、「豊能町障害者計画及び障害福祉計画 ～とよの いきいき ほほえみ プラン～」などの町関連計画と整合を図り策定しました。

また、「大阪府地域ケア体制整備構想」の施策の方向性との調和に留意しながら策定し、「ふれあいおおさか高齢者計画2009」等との整合性を図っています。

## 7 計画の進行管理

また、介護保険事業を点検するため、豊能町介護保険運営委員会において各計画年次の進捗状況の把握と点検・評価・課題の分析を行います。

なお、計画の進捗状況は町ホームページ等を活用し公表します。

※町ホームページ <http://www.town.toyono.osaka.jp/>



## 8 第4期計画における主な変更点

### 〔1〕日常生活圏域の変更

介護保険法第117条第2項では、前期計画以降の市町村介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内を日常生活の圏域にわけ、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むこととされています。

その設定にあたっては「地理的条件」、「人口状況」、「交通事情その他社会的条件」、「介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況」などを総合的に勘案し、地域の実情にあった日常生活圏域を設定することとされています。

前期計画での日常生活圏域の設定は、住民の生活活動圏や現状のサービス供給基盤及び地域特性等を考慮し、「中学校区」が最も妥当な圏域であると考え、日常生活圏域を2つに設定し、地域密着型サービスの整備を推進してきました。

しかしながら、東地区と西地区を縦断する山々で分断されていることから考慮してきた「地理的条件」及び「交通事情」が、平成19年に東西道路が開通したことで変わり利便性が大幅に改善されました。

また、地域密着型サービスの利用者の視点では、第3期計画において2圏域に分けたことにより利用定員が整備に見合わなく事業の整備が進まなかったこと等、圏域を限定することがかえってサービス利便性を損なう結果となっていました。

それらを踏まえ本計画では、日常生活圏域を町全体の1圏域とすることにしました。

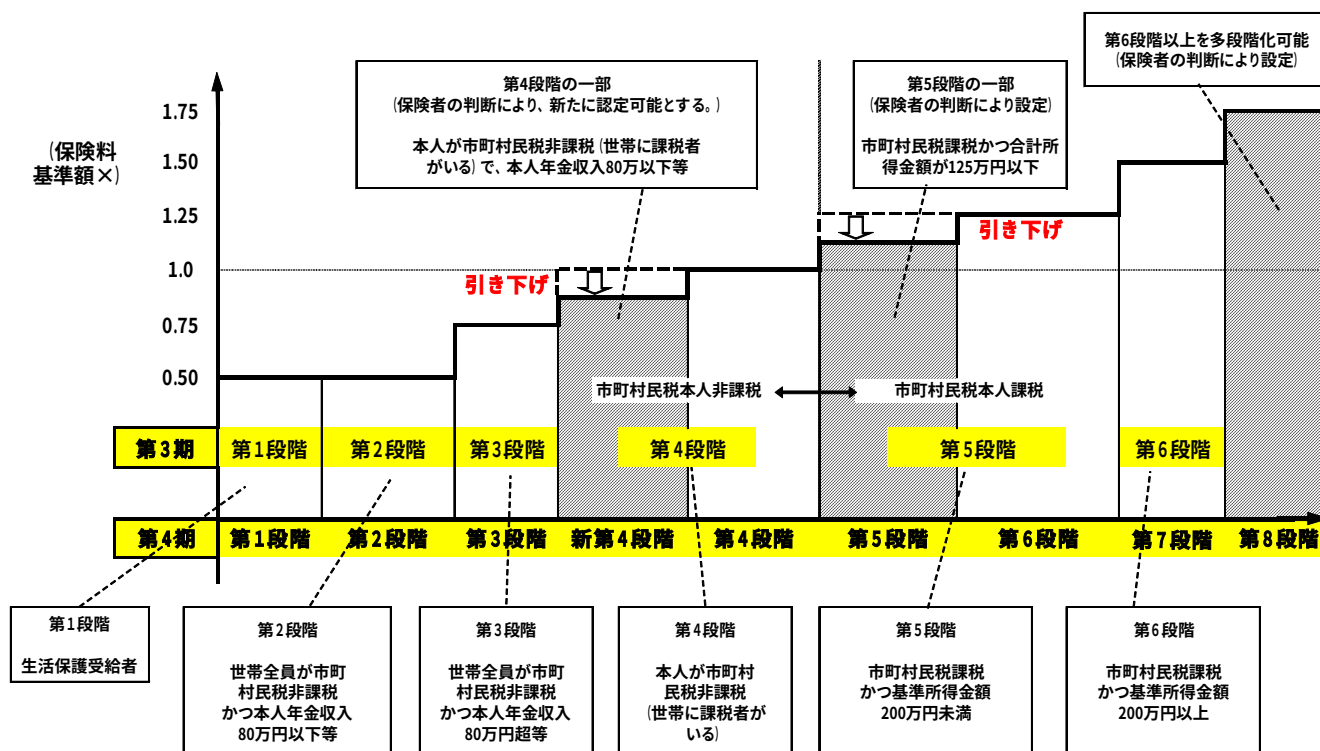
## 〔2〕保険料設定の考え方

第3期の税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了します。それを受け、第4期についても、保険者が同水準の保険料軽減措置を講じることができるよう第4段階で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者の判断でその基準額に乗じる保険料率を軽減することができることとなっています。

※税制改正で第5段階になった者を含む所得階層における保険料の軽減については、現行制度の多段階設定によって対応可能とされています。

ただし、標準的な保険料の段階設定は従前と変わらず、市町村民税世帯非課税層（保険料第1段階～第3段階）に係る凹部分と本人課税層（保険料第5段階～）の凸部分の均衡が図られるよう、一定の推計の下に算定した保険料設定の図は次のようになります。

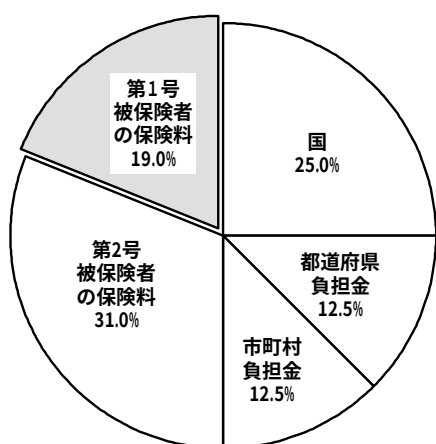
【第4期計画の所得段階の考え方】



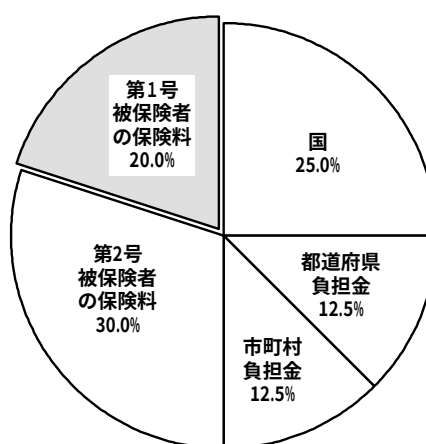
### 〔3〕第1号被保険者負担割合の変更について

平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者負担率が社会全体の年齢別人口の増減により19%⇒20%に、第2号被保険者負担率が31%⇒30%に改正されました。

【第3期における介護保険の財源】



【第4期における介護保険の財源】



### 〔4〕介護報酬改定について

近年の介護サービスを巡っては、全国的に介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況になっています。

こういった状況を踏まえ、国は新たに「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」を成立させ、その一環として平成21年度の介護報酬改定では改定率を3.0%にすることが決定されました。

なお、介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑制する措置として、改定による平成21年度の上昇分の全額、改定による平成22年度の上昇分の半分は国費により軽減されることになりました。

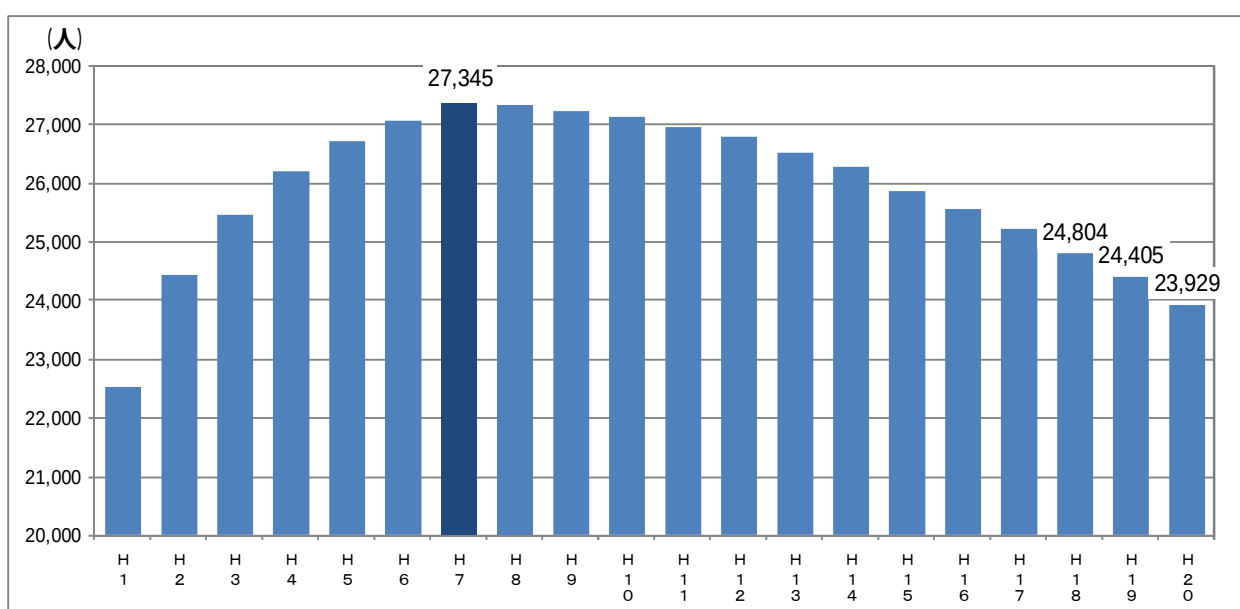
## 第2章 高齢者等を取り巻く現状及び将来推計

### 1 高齢者等の現状

#### 〔1〕総人口の推移（実績）

本町の総人口は平成7年度をピークに減少傾向を示しており、平成20年9月末現在23,929人となっています。

【総人口の推移】



※平成元年から平成15年は住民基本台帳人口(各年9月末日現在)より作成。

※平成16年から平成20年までは、住民基本台帳人口及び外国人登録人口(各年9月末日現在)より作成。

## 〔2〕年齢3区分別人口の推移（実績）

平成20年と総人口がほぼ同数であった平成2年と比較すると、生産年齢人口（15～64歳）はほぼ横ばいで推移しているものの、年少人口（0～14歳）は、22.8%から10.1%と12.7%減少しています。一方、高齢人口（65歳以上）が総人口に占める割合「=高齢化率」は、8.5%から23.6%と15.1%増加しています。

また、平成20年度の指数（平成2年を100とした場合）は、年少人口は45、生産年齢人口は98、高齢人口は280となっており、急速な少子高齢化の進展がうかがえます。

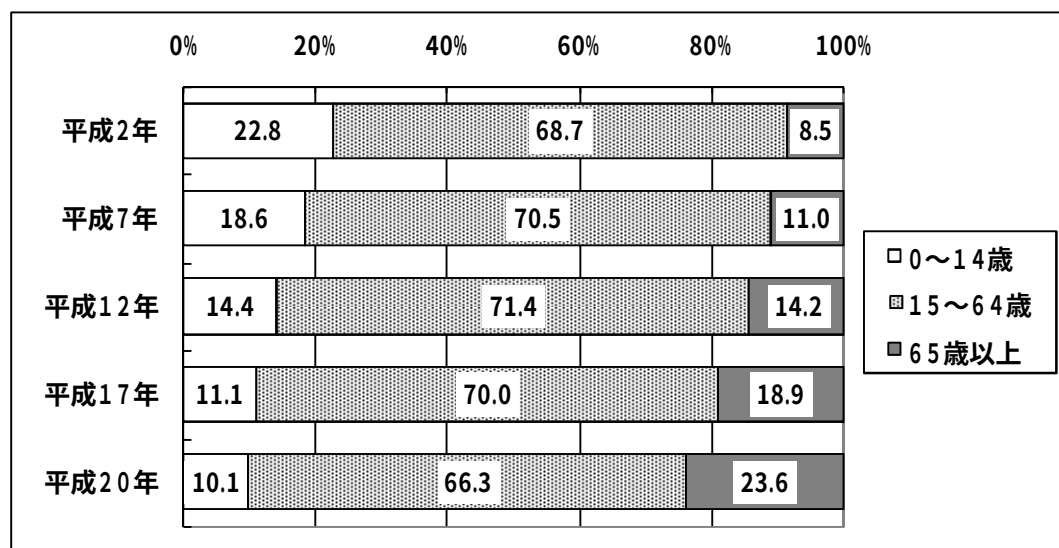
### 【3区分別人口の推移】

（単位：人、%）

|      |                 | 平成2年   | 平成7年   | 平成12年  | 平成17年  | 平成20年  |
|------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口実績 | 0～14歳           | 5,395  | 4,939  | 3,693  | 2,806  | 2,407  |
|      | 15～64歳          | 16,261 | 18,755 | 18,368 | 17,644 | 15,869 |
|      | 65歳以上           | 2,016  | 2,919  | 3,642  | 4,751  | 5,653  |
|      | 合計              | 23,676 | 26,617 | 25,722 | 25,201 | 23,929 |
| ①構成比 | 0～14歳           | 22.8   | 18.6   | 14.4   | 11.1   | 10.1   |
|      | 15～64歳          | 68.7   | 70.5   | 71.4   | 70.0   | 66.3   |
|      | 65歳以上<br>(高齢化率) | 8.5    | 11.0   | 14.2   | 18.9   | 23.6   |
|      | 合計              | 100.0  | 100.0  | 100.0  | 100.0  | 100.0  |
| ②指数  | 0～14歳           | 100    | 92     | 68     | 52     | 45     |
|      | 15～64歳          | 00     | 115    | 113    | 101    | 98     |
|      | 65歳以上           | 100    | 145    | 181    | 229    | 280    |
|      | 合計              | 100    | 112    | 109    | 101    | 101    |

※平成2年から平成17年は国勢調査報告、平成20年は住民基本台帳人口及び外国人登録人口（9月末日現在）より作成。

※合計には、年齢不詳を含みます。 ※端数処理の関係上、指数の合計が100にならない場合があります。



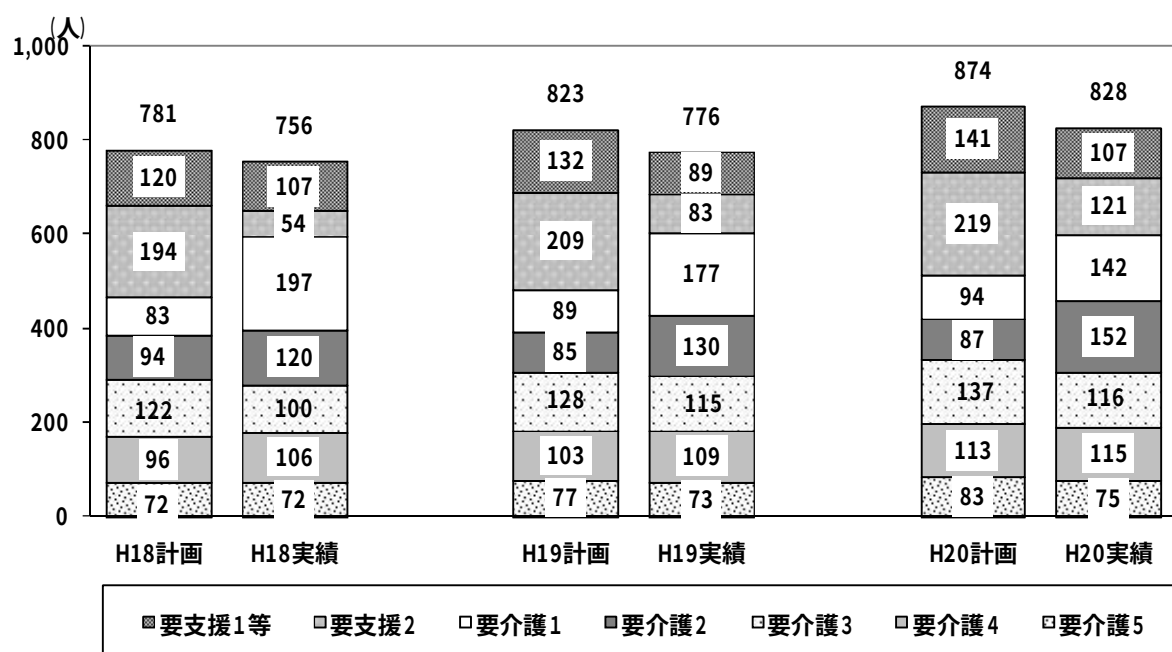
### 〔3〕要支援・要介護認定者数の推移（実績）

認定者数の状況は、平成18年756人、平成19年776人、平成20年828人と増加傾向にあります。各年度ともに第3期の計画値を下回っており、特に要支援者が少なくなっています。

【第3期計画との比較 要支援・要介護認定者数の推移】

|       | 平成 18 年 |        | 平成 19 年 |        | 平成 20 年 |        |
|-------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
|       | 計画値     | 9 月末実績 | 計画値     | 9 月末実績 | 計画値     | 9 月末実績 |
| 要支援1等 | 120     | 107    | 132     | 89     | 141     | 107    |
| 要支援2  | 194     | 54     | 209     | 83     | 219     | 121    |
| 計     | 314     | 161    | 341     | 172    | 360     | 228    |
| 要介護1  | 83      | 197    | 89      | 177    | 94      | 142    |
| 要介護2  | 94      | 120    | 85      | 130    | 87      | 152    |
| 要介護3  | 122     | 100    | 128     | 115    | 137     | 116    |
| 要介護4  | 96      | 106    | 103     | 109    | 113     | 115    |
| 要介護5  | 72      | 72     | 77      | 73     | 83      | 75     |
| 計     | 467     | 595    | 482     | 604    | 514     | 600    |
| 合計    | 781     | 756    | 823     | 776    | 874     | 828    |

※要支援1等には、経過的要介護を含んでいます。



## 2 高齢者等の将来推計

### 〔1〕総人口等の見込（推計）

将来人口推計については、平成14年度及び平成19年度の住民基本台帳人口及び外国人登録人口をもとにコーホート要因法（年齢ごとの生存率などをかけあわせて目標年度の人口を推計する方法）等を用いて推計を行いました。

総人口は、平成20年9月末現在23,929人、目標年度である平成26年の推計値は21,653人となっており、約2,300人減少すると見込んでいます。

また、高齢化率も年々上昇することが予測され、平成26年度には総人口に占める割合が、40歳未満を抜いて33.7%になると推計されています。

今後、総人口が減少する中で高齢者が増加する傾向が続くと予測され、本町でも急速に高齢化が進むと見込まれています。

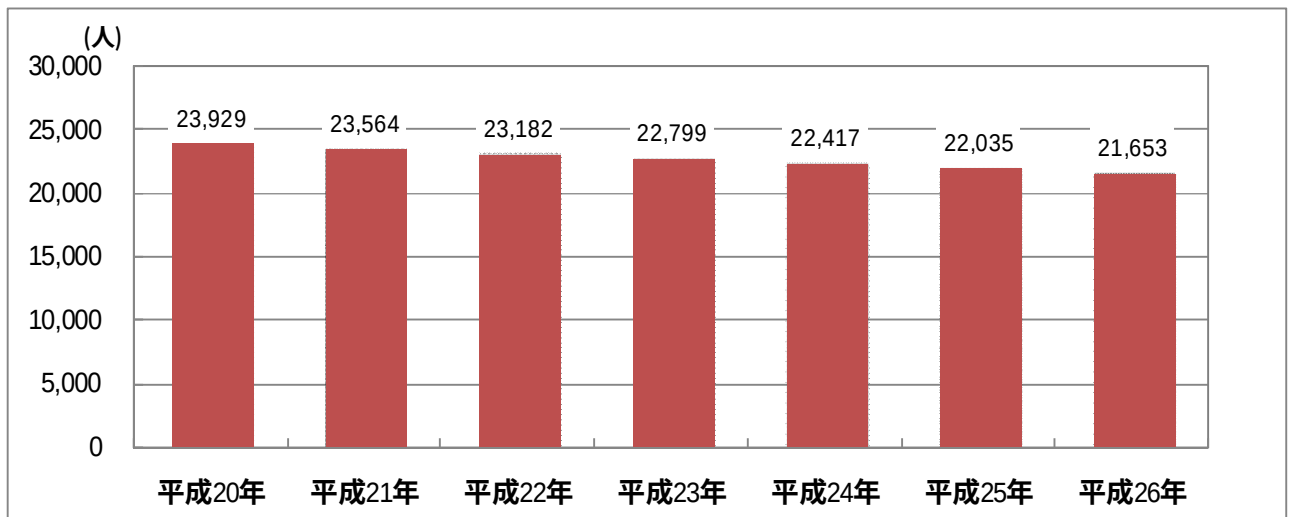
#### 【総人口及び年齢階級別人口の推計】

(単位:人、%)

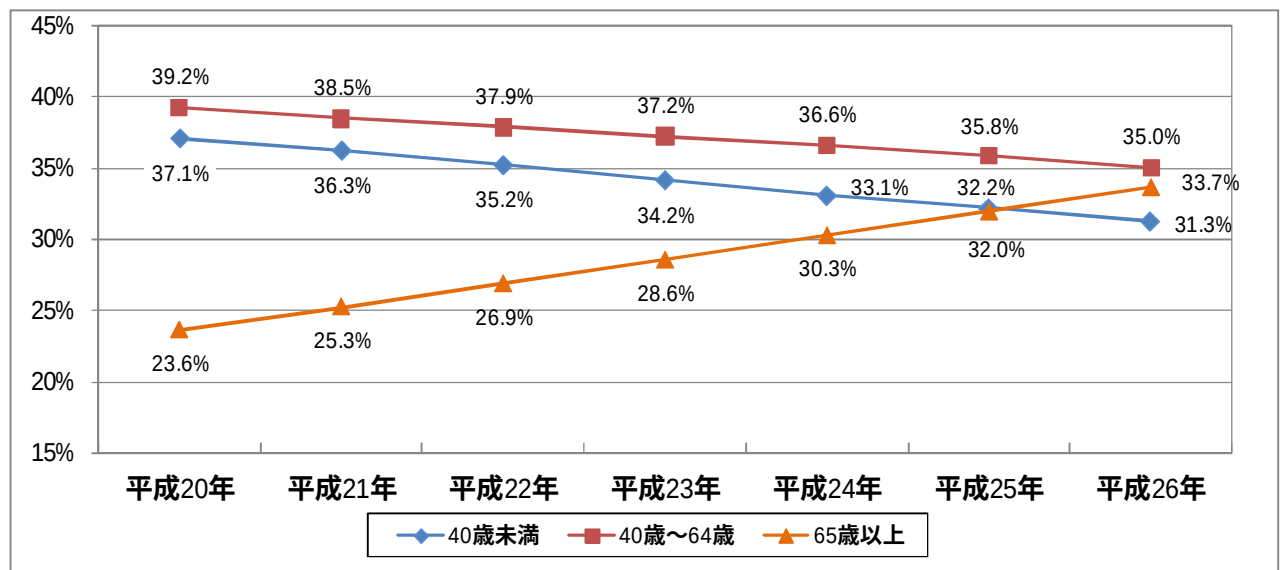
|      |                 | 平成20年  | 平成21年  | 平成22年  | 平成23年  | 平成24年  | 平成25年  | 平成26年  |
|------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口推計 | 総人口             | 23,929 | 23,564 | 23,182 | 22,799 | 22,417 | 22,035 | 21,653 |
|      | 40歳未満           | 8,884  | 8,545  | 8,171  | 7,796  | 7,422  | 7,100  | 6,778  |
|      | 40～64歳          | 9,392  | 9,067  | 8,779  | 8,491  | 8,202  | 7,891  | 7,580  |
|      | 65歳以上           | 5,653  | 5,952  | 6,232  | 6,512  | 6,793  | 7,044  | 7,295  |
|      | 前期高齢者           | 3,392  | 3,574  | 3,752  | 3,930  | 4,107  | 4,209  | 4,308  |
|      | 後期高齢者           | 2,261  | 2,378  | 2,480  | 2,582  | 2,686  | 2,835  | 2,987  |
| 構成比  | 40歳未満           | 37.1   | 36.3   | 35.2   | 34.2   | 33.1   | 32.2   | 31.3   |
|      | 40～64歳          | 39.2   | 38.5   | 37.9   | 37.2   | 36.6   | 35.8   | 35.0   |
|      | 65歳以上<br>(高齢化率) | 23.6   | 25.3   | 26.9   | 28.6   | 30.3   | 32.0   | 33.7   |

※平成20年は9月末日実績。平成21年以降は、大阪府ワークシートを使った推計値。

### 【人口推計の推移】



### 【年齢階級別人口構成比の推計】



※平成20年は9月末日実績。平成21年以降は、大阪府ワークシートを使った推計値。



## 〔2〕被保険者の見込（推計）

第1号被保険者数は、平成20年9月末現在5,606人、目標年度である平成26年の推計値は7,264人となっており、約1,658人増加すると見込んでいます。

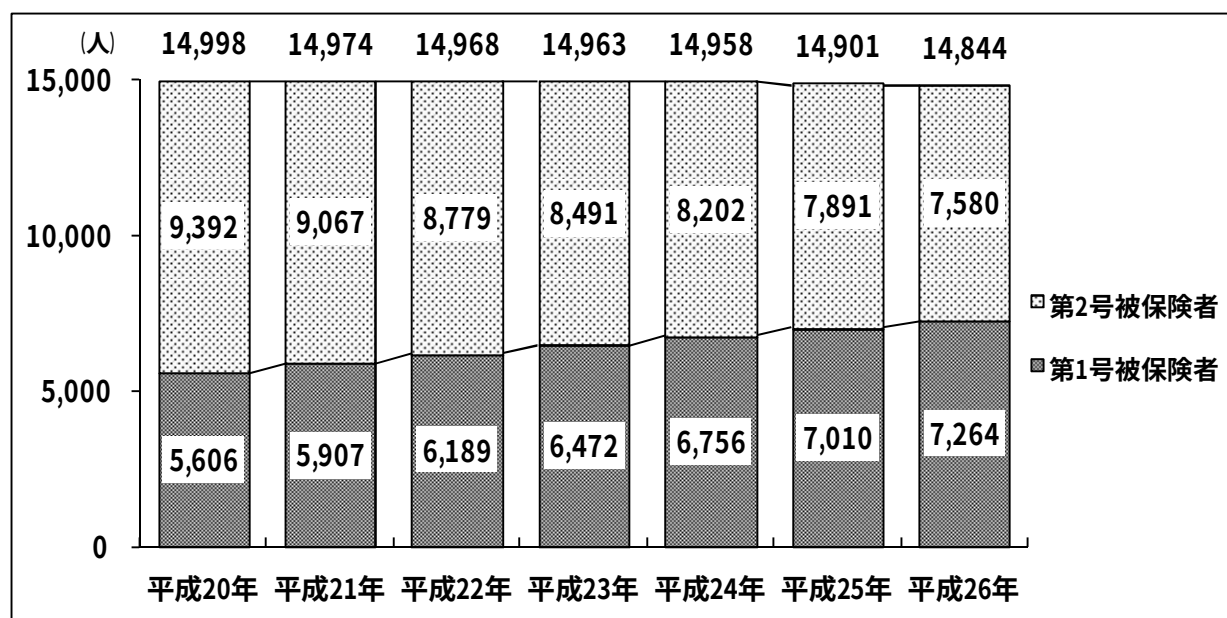
### 【被保険者推計の推移】

（単位：人）

|     |         | 平成20年  | 平成21年  | 平成22年  | 平成23年  | 平成24年  | 平成25年  | 平成26年  |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合 計 | 第1号被保険者 | 5,606  | 5,907  | 6,189  | 6,472  | 6,756  | 7,010  | 7,264  |
|     | 65～74歳  | 3,386  | 3,574  | 3,752  | 3,930  | 4,107  | 4,209  | 4,308  |
|     | 75歳以上   | 2,220  | 2,333  | 2,437  | 2,542  | 2,649  | 2,801  | 2,956  |
|     | 第2号被保険者 | 9,392  | 9,067  | 8,779  | 8,491  | 8,202  | 7,891  | 7,580  |
|     | 合計      | 14,998 | 14,974 | 14,968 | 14,963 | 14,958 | 14,901 | 14,844 |

※平成20年は9月末日実績。平成21年以降は、大阪府ワークシートを使った推計値。

### 【第1号及び第2号被保険者数の推移】



### 〔3〕要支援・要介護認定者数の見込（推計）

前期計画で地域支援事業や介護予防サービスが開始されました。それらの実績や効果を踏まえ、計画の目標年度である平成26年度までの認定者数を以下のように推計しています。

平成23年度の認定者数は989人、出現率は15.3%と推計しており、平成20年9月末に比べ、認定者数が176人、出現率が0.8%増加すると見込んでいます。

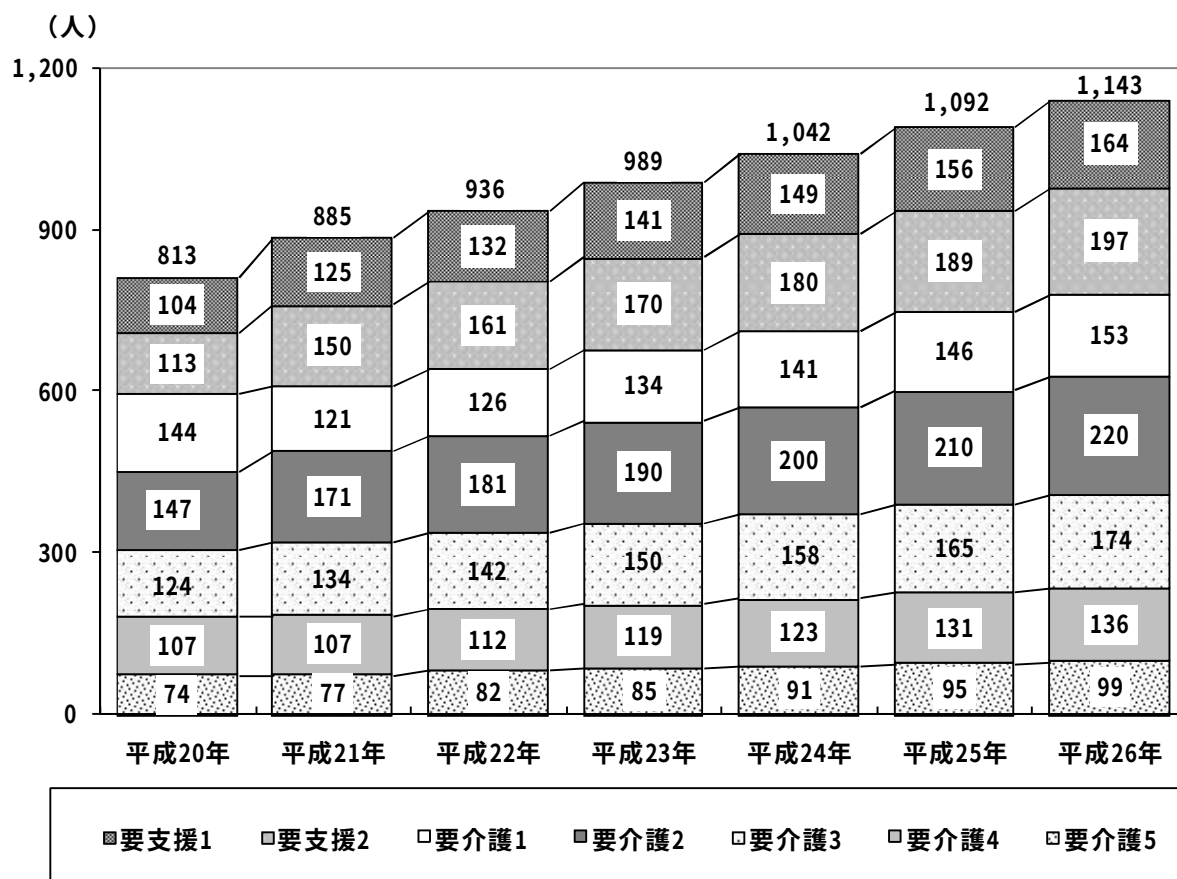
今後、要支援者の増加が見込まれています。

【要支援・要介護認定者数の推計及び出現率】

|                | 第3期計画 | 第4期計画 |       |       |       | 第5期計画 |       |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
| 第1号被保険者        | 5,606 | 5,907 | 6,189 | 6,472 | 6,756 | 7,010 | 7,264 |
| 要支援・<br>要介護認定者 | 813   | 885   | 936   | 989   | 1,042 | 1,092 | 1,143 |
| 出現率(%)         | 14.5  | 15.0  | 15.1  | 15.3  | 15.4  | 15.6  | 15.7  |

※平成20年は9月末日実績。平成21年以降は、大阪府ワークシートを使った推計値。

※出現率とは、第1号被保険者に対する要支援・要介護認定者の割合。



#### 〔4〕高齢者世帯の推移

世帯数の推移をみると、一般世帯、高齢者のいる世帯ともに増加しており、本町でも核家族化の傾向がみられます。

また、高齢者（65歳以上）のいる世帯は、平成17年度、全世帯の39.6%を占めており、その17.5%にあたる546世帯は高齢者夫婦のみの世帯、13.0%にあたる407世帯が高齢者単独世帯、合計30.5%、953世帯が高齢者のみの世帯になっています。

高齢化が進む中、高齢者のみで生活する世帯が増えており、地域での見守りや緊急時の対応等が重要となっています。

#### 【世帯の推移】

(単位:世帯、%)

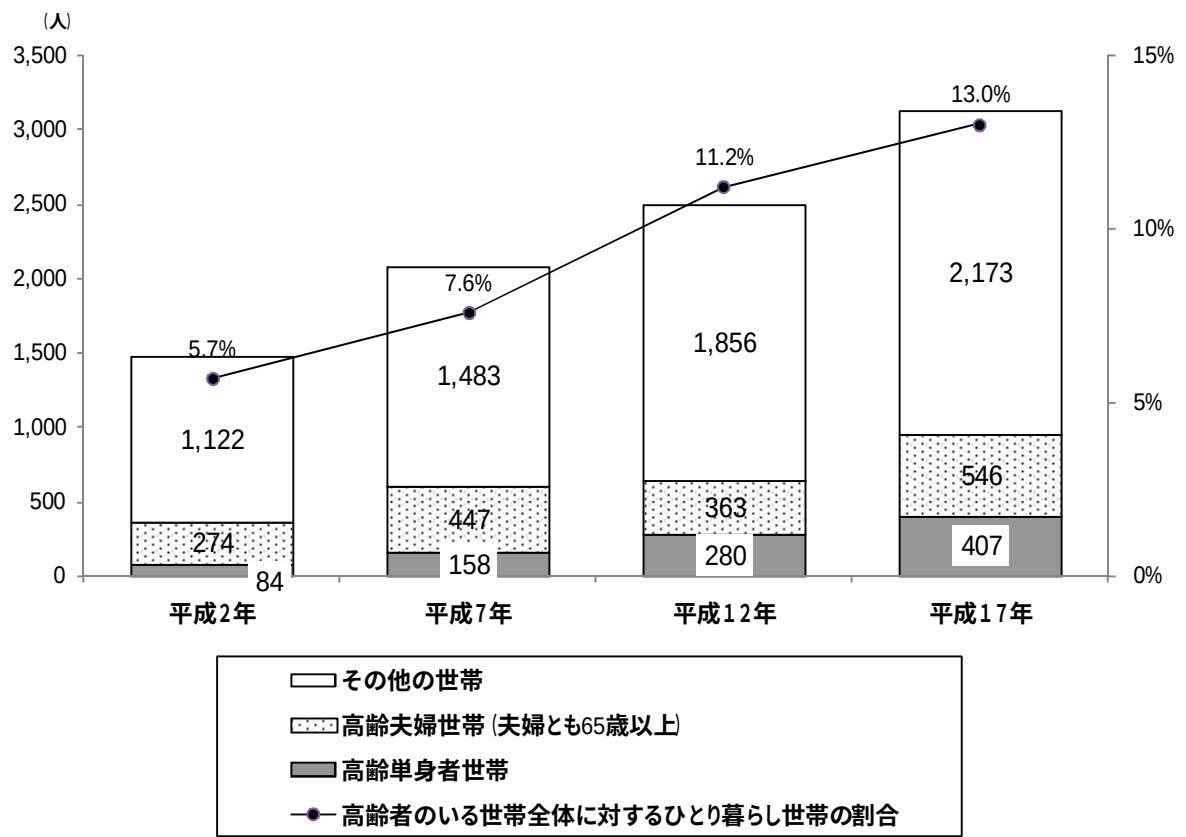
|                |     | 平成2年度 | 平成7年度 | 平成12年度 | 平成17年度 |
|----------------|-----|-------|-------|--------|--------|
| 一般世帯           | A   | 6,309 | 7,444 | 7,877  | 7,897  |
| 高齢者のいる世帯       | B   | 1,479 | 2,088 | 2,499  | 3,126  |
| 一般世帯に占める割合     | B/A | 23.4  | 28.0  | 31.7   | 39.6   |
| 高齢者単独世帯        | C   | 84    | 158   | 280    | 407    |
| 一般世帯に占める割合     | C/A | 1.3   | 2.1   | 3.6    | 5.2    |
| 高齢者のいる世帯に占める割合 | C/B | 5.7   | 7.6   | 11.2   | 13.0   |
| 高齢者夫婦のみの世帯     | D   | 274   | 447   | 363    | 546    |
| 一般世帯に占める割合     | D/A | 4.3   | 6.0   | 4.6    | 6.9    |
| 高齢者のいる世帯に占める割合 | D/B | 18.5  | 21.4  | 14.5   | 17.5   |
| その他の世帯         | E   | 1,121 | 1,483 | 1,856  | 2,173  |
| 一般世帯に占める割合     | E/A | 17.8  | 19.9  | 23.6   | 27.5   |
| 高齢者のいる世帯に占める割合 | E/B | 75.8  | 71.0  | 74.3   | 69.5   |

資料:総務省統計局『国勢調査報告』各年次より作成。

注:1)「一般世帯」は施設などの入所者世帯を除く世帯、「高齢者のいる世帯」は65歳以上親族のいる一般世帯、「高齢者単独世帯」は65歳以上の高齢者単身世帯、「高齢者夫婦のみの世帯」は夫婦の一方又は両方が65歳以上の夫婦だけの世帯である。

2) 端数の関係で合計が一致しない場合がある

## 【高齢者世帯の推移】



資料：国勢調査

### 3 アンケート調査結果

高齢者の方々が健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、今後の高齢者福祉施策を進めるうえで参考にするために、3種類のアンケート調査を実施しました。

実施概要は以下のとおりです。

#### 〔1〕実施概要

| 調査の種類      | 介護保険居宅サービス利用者調査                   | 介護保険居宅サービス未利用者調査         | 介護保険高齢者一般調査                      |
|------------|-----------------------------------|--------------------------|----------------------------------|
| ①調査基準日     | 平成 20 年 12 月 1 日                  |                          |                                  |
| ②調査期間      | 平成 20 年 12 月 19 日～平成 21 年 1 月 9 日 |                          |                                  |
| ③調査方法      | 郵送配布、郵送回収                         |                          |                                  |
| ④調査対象者     | 過去 1 年以内に居宅サービスを利用されている方          | 過去 1 年間に居宅サービスを利用されていない方 | 介護認定を受けていない 65 歳以上の方の中から無作為に選んだ方 |
| ⑤調査対象者数（人） | 462                               | 159                      | 4,875                            |
| ⑥調査客体数（人）  | 462                               | 159                      | 480                              |
| 抽出率（％）     | 100.0                             | 100.0                    | 9.8                              |
| ⑦到着調査票数    | 304                               | 103                      | 350                              |
| 回収率（％）     | 65.8                              | 64.8                     | 72.9                             |
| ⑧有効回答数     | 304                               | 103                      | 350                              |
| 回収率（％）     | 100.0                             | 100.0                    | 100.0                            |

## 〔2〕実施結果

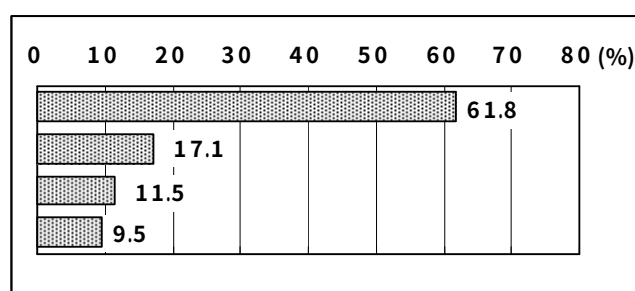
種類別調査結果は以下のとおりです。

### 1) 介護保険居宅サービス利用者調査

#### (心配事や不安に思うこと)

日常生活をとおして何か心配事や不安に思うことがあるかについては、「思うことがある」が61.8%、次いで「思うことはない」が17.1%、「どちらともいえない」が11.5%となっています。約7割のかたが何らかの不安を感じています。

| No. |           | 回答数 |
|-----|-----------|-----|
| 1   | 思うことがある   | 188 |
| 2   | 思うことはない   | 52  |
| 3   | どちらともいえない | 35  |
|     | 無回答       | 29  |
|     | 回答者数      | 304 |

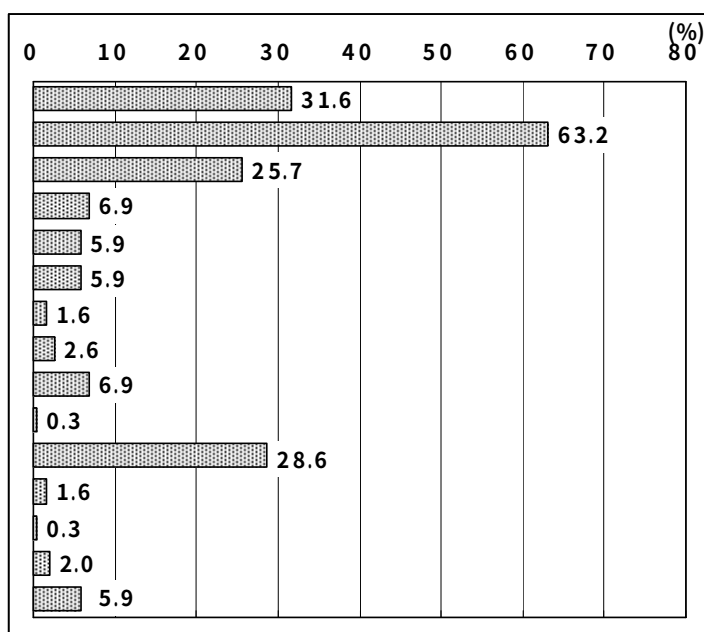


N=304

#### (相談相手) ※あてはまるもの3つまで

心配事や悩みができた場合の相談相手については、「こども」が63.2%、次いで「配偶者（夫または妻）」が31.6%と身近な親族の割合が多くなっていますが、「ケアマネジャー」も28.6%と比較的多くなっています。

| No. |               | 回答数 |
|-----|---------------|-----|
| 1   | 配偶者（夫または妻）    | 96  |
| 2   | こども           | 192 |
| 3   | こどもの配偶者       | 78  |
| 4   | 兄弟姉妹          | 21  |
| 5   | その他の親族        | 18  |
| 6   | 友人、知人         | 18  |
| 7   | 隣近所の人         | 5   |
| 8   | 民生委員          | 8   |
| 9   | 豊悠プラザ(地域包括含む) | 21  |
| 10  | 豊能町役場         | 1   |
| 11  | ケアマネジャー       | 87  |
| 12  | その他           | 5   |
| 13  | 相談相手がいない      | 1   |
| 14  | わからない         | 6   |
|     | 無回答           | 18  |
|     | 回答者数          | 304 |

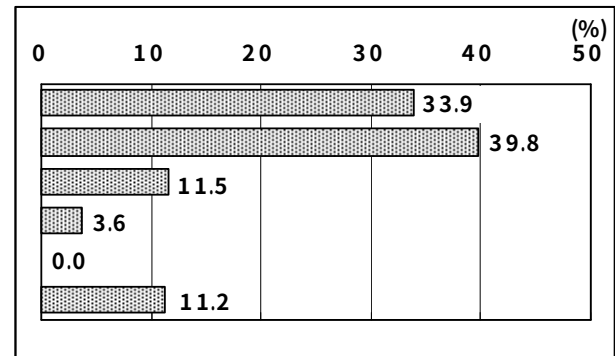


N=304

### (介護サービスの満足度)

介護サービスの満足度をみると、「ほぼ満足している」39.8%、「満足している」33.9%と、満足していると回答した方が合計7割以上を占めています。

| No. |           | 回答数 |
|-----|-----------|-----|
| 1   | 満足している    | 103 |
| 2   | ほぼ満足している  | 121 |
| 3   | どちらともいえない | 35  |
| 4   | やや不満      | 11  |
| 5   | 不満        | 0   |
|     | 無回答       | 34  |
|     | 回答者数      | 304 |

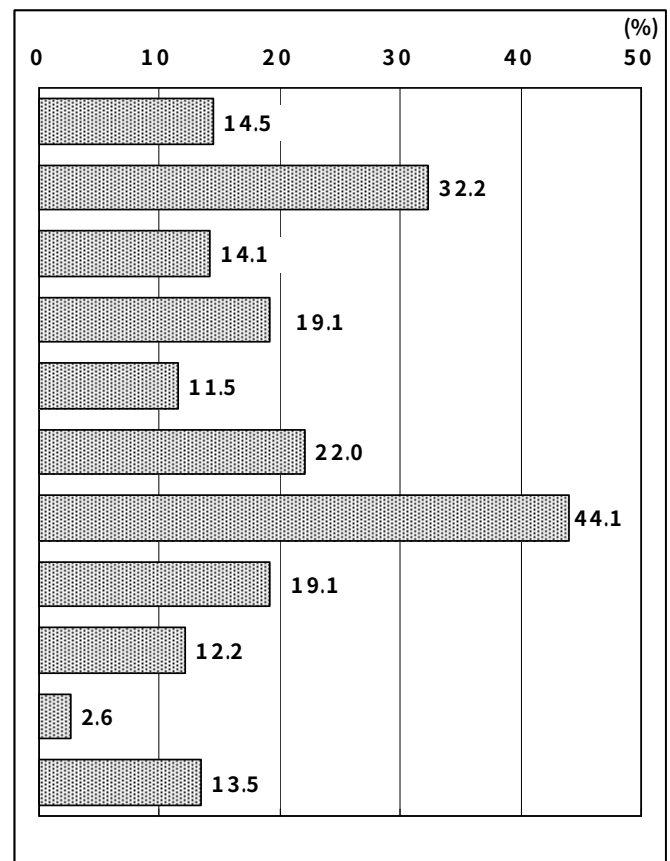


N=304

### (介護サービス利用による生活の変化) ※あてはまるものすべて

介護サービスを利用することによる生活に変化をみると、「人と話すことが増えた」が44.1%と最も多く、次いで「精神的に楽になった」32.2%、「楽しみや生きがい」ができた（増えた）」22.0%の順となっています。「特に変化はない」は12.2%でした。

| No. |                                      | 回答数 |
|-----|--------------------------------------|-----|
| 1   | 自分の身の回りのことをしようとする意欲が出てきた             | 44  |
| 2   | 精神的に楽になった                            | 98  |
| 3   | 家族に対する気兼ねが減った                        | 43  |
| 4   | 体調がよくなった                             | 58  |
| 5   | これまでできなかったことができるようになるなど、身体の機能改善がみられた | 35  |
| 6   | 楽しみや生きがいが増えた                         | 67  |
| 7   | 人と話すことが増えた                           | 134 |
| 8   | 外出することが増えた                           | 58  |
| 9   | 特に変化はない                              | 37  |
| 10  | その他                                  | 8   |
|     | 無回答                                  | 41  |
|     | 回答者数                                 | 304 |

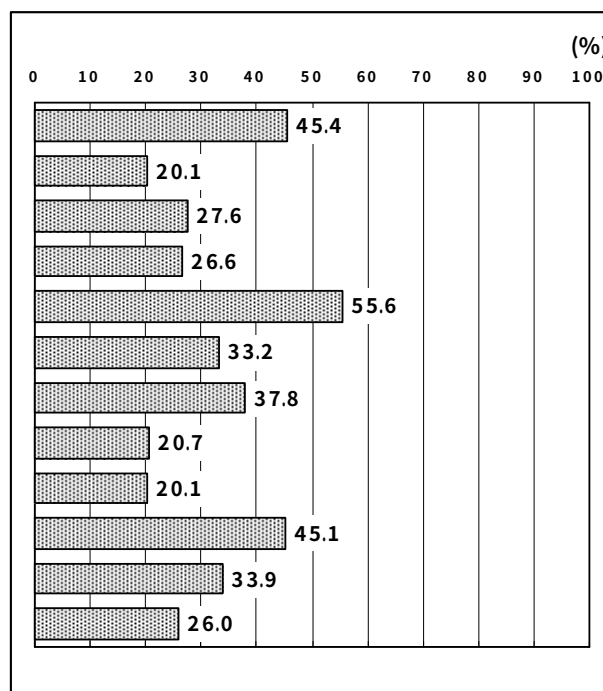


N=304

**(居宅介護サービス等の利用意向) ※あてはまるものすべて**

居宅介護サービス等の利用意向をみると、「通所介護」が55.6%と最も多く、次いで「訪問介護」45.4%、「福祉用具貸与」45.1%の順となっています。

| No. |             | 回答数 |
|-----|-------------|-----|
| 1   | 訪問介護        | 138 |
| 2   | 訪問入浴介護      | 61  |
| 3   | 訪問看護        | 84  |
| 4   | 訪問リハビリテーション | 81  |
| 5   | 通所介護        | 169 |
| 6   | 通所リハビリテーション | 101 |
| 7   | 短期入所生活介護    | 115 |
| 8   | 短期入所療養介護    | 63  |
| 9   | 特定施設入居者生活介護 | 61  |
| 10  | 福祉用具貸与      | 137 |
| 11  | 福祉用具の購入     | 103 |
| 12  | 住宅改修        | 79  |
|     | 回答者数        | 304 |

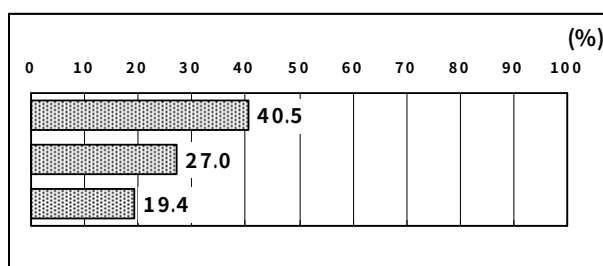


N=304

**(地域密着型サービスの利用意向) ※あてはまるものすべて**

地域密着型サービスの利用意向をみると、「小規模多機能型居宅介護」が40.5%と最も多く、次いで「認知症対応型通所介護」27.0%、「認知症対応型共同生活介護」19.4%の順となっています。

| No. |              | 回答数 |
|-----|--------------|-----|
| 1   | 小規模多機能型居宅介護  | 123 |
| 2   | 認知症対応型通所介護   | 82  |
| 3   | 認知症対応型共同生活介護 | 59  |
|     | 回答者数         | 304 |



N=304

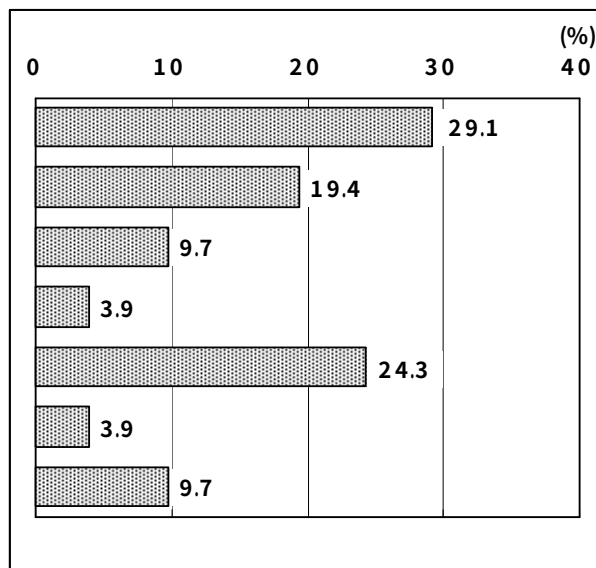


## 2) 介護保険居宅サービス未利用者調査

### (要介護認定を受けた理由)

要介護認定を受けた理由については、「居宅サービスを受けるため」29.1%、「いざという時のために認定だけ受けた」24.3%、「住宅改修または福祉用具購入のサービスを利用する」19.4%の順となっています。

| No. |                                      | 回答数 |
|-----|--------------------------------------|-----|
| 1   | 居宅サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けるため          | 30  |
| 2   | 住宅改修または福祉用具購入のサービスを利用するため            | 20  |
| 3   | 介護保険以外の福祉サービス(紙おむつ、外出支援サービスなど)を受けるため | 10  |
| 4   | 介護保険施設に入所するため                        | 4   |
| 5   | いざという時のために認定だけ受けた                    | 25  |
| 6   | その他                                  | 4   |
|     | 無回答                                  | 10  |
|     | 回答者数                                 | 103 |

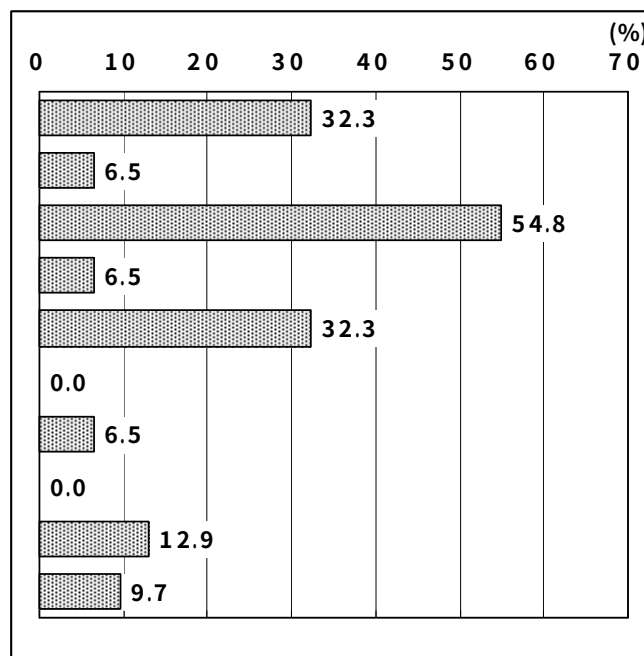


N=103

### (介護サービスを利用していない理由) ※あてはまるもの3つまで

一度も介護サービスを利用したことがない理由については、「家族等の介護で間に合っている」が54.8%と過半数を占めています。

| No. |                                | 回答数 |
|-----|--------------------------------|-----|
| 1   | 病院に入院していた                      | 10  |
| 2   | 利用の仕方がわからない                    | 2   |
| 3   | 家族等の介護で間に合っている                 | 17  |
| 4   | 他人に介護してもらいたくない                 | 2   |
| 5   | いざということのために介護認定を受けただけ          | 10  |
| 6   | 近所の目が気になる                      | 0   |
| 7   | 利用したいサービスがない                   | 2   |
| 8   | 施設サービスを利用したいので、施設の空きが出るのを待っている | 0   |
| 9   | その他                            | 4   |
|     | 無回答                            | 3   |
|     | 回答者数                           | 31  |

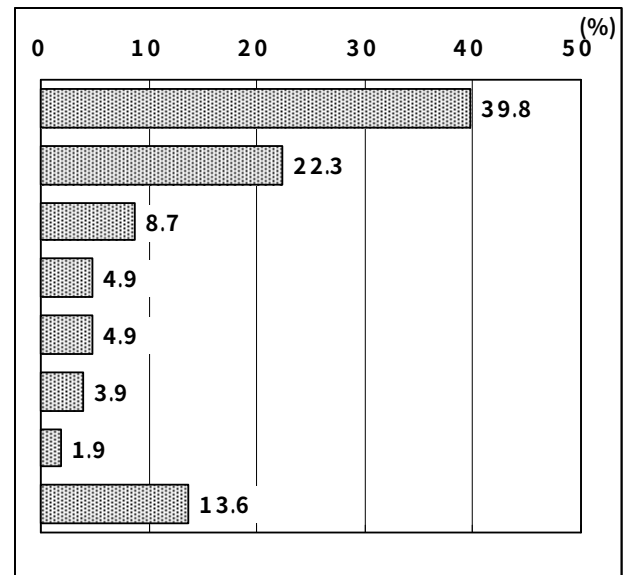


N=31

### (介護サービスの利用を検討する状況)

どのような状況になったら介護サービスを利用したいと考えるかという問いについては、「身体状況などが現在よりも悪化したら、サービス利用を考える」が39.8%と最も多く、次いで「家族介護が困難になったらサービス利用を考える」が22.3%、「定期的な利用は考えていないが、緊急時には利用する」が8.7%となっています。

| No. |                              | 回答数 |
|-----|------------------------------|-----|
| 1   | 身体状況などが現在よりも悪化したら、サービス利用を考える | 41  |
| 2   | 家族介護が困難になったら、サービス利用を考える      | 23  |
| 3   | 定期的な利用は考えていないが、緊急時には利用する     | 9   |
| 4   | そろそろサービス利用を考える               | 5   |
| 5   | 適切なサービスがあれば利用する              | 5   |
| 6   | わからない                        | 4   |
| 7   | その他                          | 2   |
|     | 無回答                          | 14  |
|     | 回答者数                         | 103 |

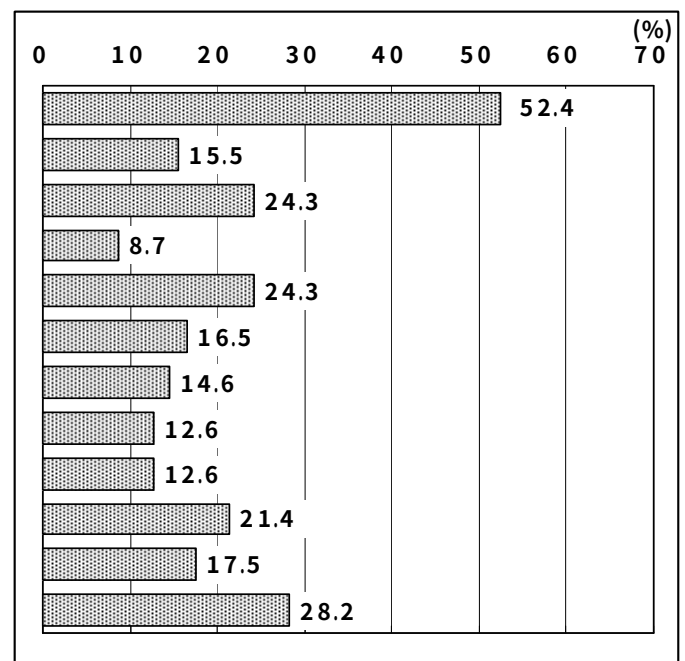


N=103

### (介護サービス種類別の利用意向) ※あてはまるものすべて

介護サービスの種類別の利用意向をみると、「訪問介護」が52.4%と最も多く、次いで「住宅改修」が28.2%となっています。

| No. |                   | 回答数 |
|-----|-------------------|-----|
| 1   | 訪問介護              | 54  |
| 2   | 訪問入浴介護            | 16  |
| 3   | 訪問看護              | 25  |
| 4   | 訪問リハビリテーション       | 9   |
| 5   | 通所介護（デイサービス）      | 25  |
| 6   | 通所リハビリテーション（デイケア） | 17  |
| 7   | 短期入所生活介護（ショートステイ） | 15  |
| 8   | 短期入所療養介護          | 13  |
| 9   | 特定施設入居者生活介護       | 13  |
| 10  | 福祉用具貸与            | 22  |
| 11  | 福祉用具の購入           | 18  |
| 12  | 住宅改修              | 29  |
|     | 回答者数              | 103 |

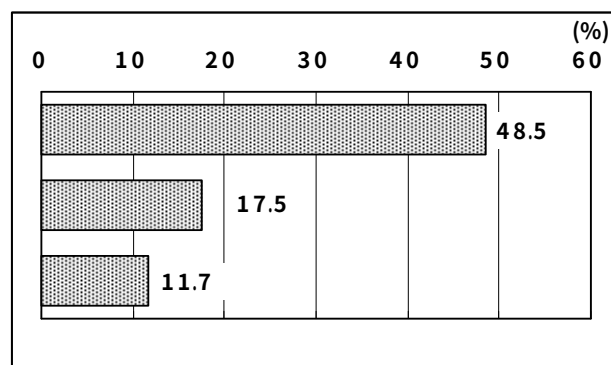


N=103

**(地域密着型サービスの利用意向) ※あてはまるものすべて**

地域密着型サービスの利用意向をみると、「小規模多機能型居宅介護」が48.5%と最も多く、次いで「認知症対応型通所介護」17.5%、「認知症対応型共同生活介護」11.7%の順となっています。

| No. |              | 回答数 |
|-----|--------------|-----|
| 1   | 小規模多機能型居宅介護  | 50  |
| 2   | 認知症対応型通所介護   | 18  |
| 3   | 認知症対応型共同生活介護 | 12  |
|     | 回答者数         | 103 |



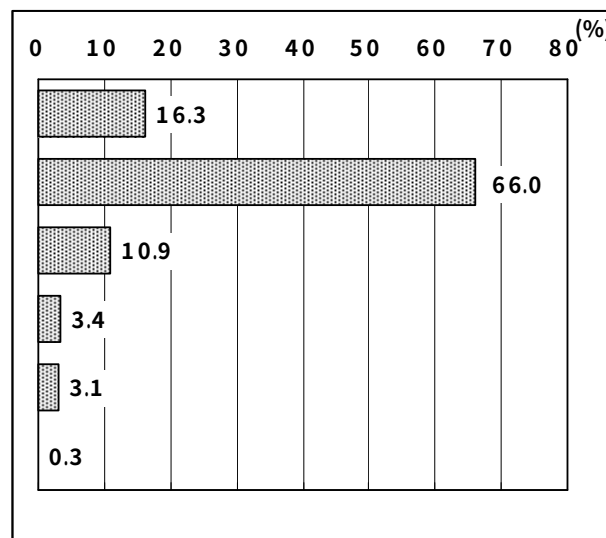
N=103

### 3) 介護保険高齢者一般調査

#### (健康状態)

健康状態については、「まあ健康である」が66.0%、「とても健康である」が16.3%となっており、合計8割以上の方が健康であると回答しています。

| No. |           | 回答数 |
|-----|-----------|-----|
| 1   | とても健康である  | 57  |
| 2   | まあ健康である   | 231 |
| 3   | あまり健康ではない | 38  |
| 4   | 健康でない     | 12  |
| 5   | どちらともいえない | 11  |
|     | 無回答       | 1   |
|     | 回答者数      | 350 |

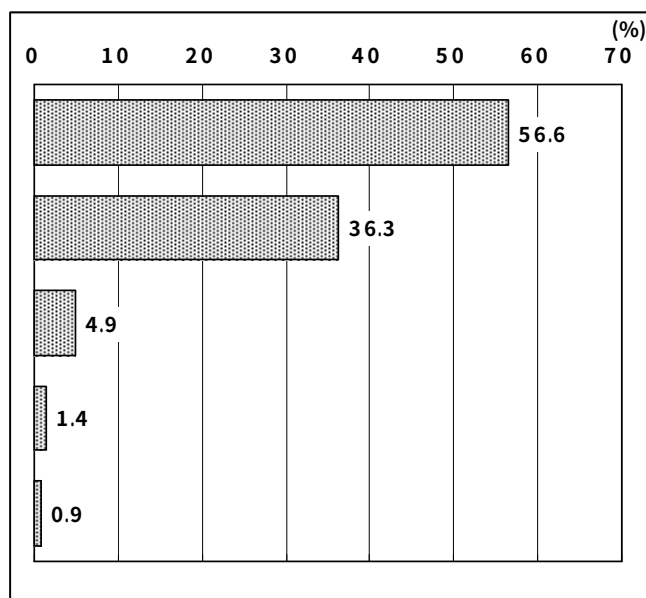


N=350

#### (生活状況)

生活状況については、「まったく不自由なく生活している」が56.6%と最も多く、次いで「日常生活はほぼ自分ででき、外出もひとりでできる」が36.3%、「家の中の生活はおおむね自分で行っているが、外出はひとりではできない」が4.9%となっています。

| No. |                                   | 回答数 |
|-----|-----------------------------------|-----|
| 1   | まったく不自由なく生活している                   | 198 |
| 2   | 日常生活はほぼ自分ででき、外出もひとりでできる           | 127 |
| 3   | 家の中の生活はおおむね自分で行っているが、外出はひとりではできない | 17  |
| 4   | 家の中の生活も誰かの手助けが必要で、外出もひとりではできない    | 5   |
|     | 無回答                               | 3   |
|     | 回答者数                              | 350 |

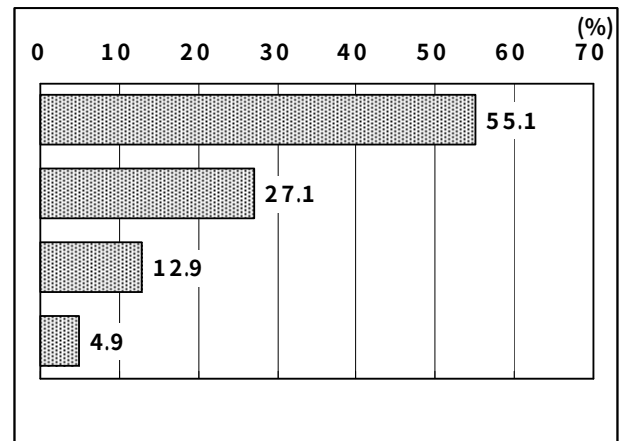


N=350

### (心配事や不安に思うこと)

日常生活をとおして何か心配事や不安に思うことがあるかについては、「思うことがある」が55.1%、次いで「思うことはない」が27.1%、「どちらともいえない」が12.9%となっています。過半数の方が何らかの不安を感じています。

| No. |           | 回答数 |
|-----|-----------|-----|
| 1   | 思うことがある   | 193 |
| 2   | 思うことはない   | 95  |
| 3   | どちらともいえない | 45  |
|     | 無回答       | 17  |
|     | 回答者数      | 350 |

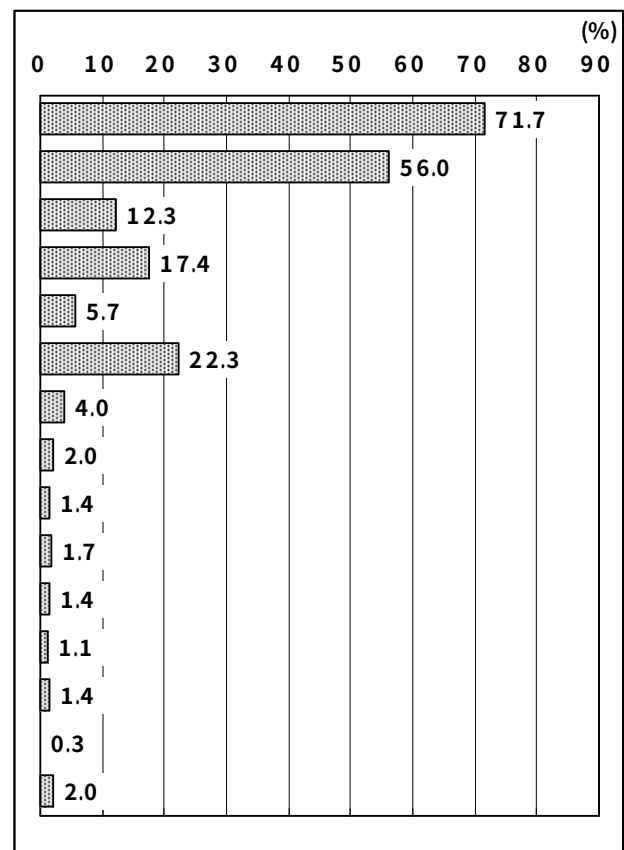


N=350

### (相談相手) ※あてはまるもの3つまで

心配事や悩みができた場合の相談相手については、「配偶者(夫または妻)」が71.7%、次いで「子ども」が56.0%と、身近な親族の割合が多くなっているほか、「友人、知人」の割合も22.3%となっています。

| No. |               | 回答数 |
|-----|---------------|-----|
| 1   | 配偶者(夫または妻)    | 251 |
| 2   | 子ども           | 196 |
| 3   | 子どもの配偶者       | 43  |
| 4   | 兄弟姉妹          | 61  |
| 5   | その他の親族        | 20  |
| 6   | 友人、知人         | 78  |
| 7   | 隣近所の人         | 14  |
| 8   | 民生委員          | 7   |
| 9   | 豊悠プラザ(地域包括含む) | 5   |
| 10  | 豊能町役場         | 6   |
| 11  | ケアマネジャー       | 5   |
| 12  | その他           | 4   |
| 13  | 相談相手がいない      | 5   |
| 14  | わからない         | 1   |
|     | 無回答           | 7   |
|     | 回答者数          | 350 |

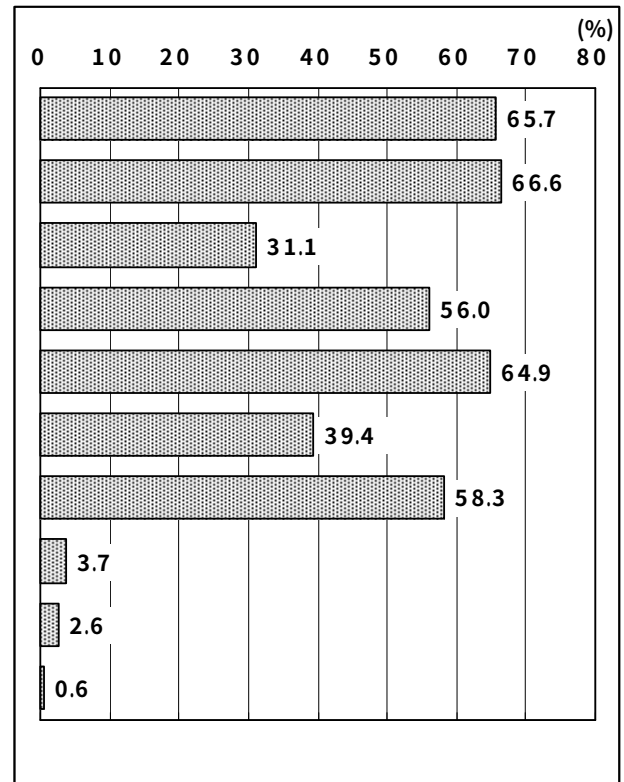


N=350

**(健康について日常心がけていること) ※あてはまるものすべて**

健康について日常心がけていることについては、「食事や栄養に気をつける」が66.6%、次いで「できるだけ歩くなど、積極的に運動を行っている」が65.7%、「適正な睡眠時間をとる」64.9%の順となっています。また、「定期的に健康診断を受ける」が58.3%と約6割になっています。

| No. |                        | 回答数 |
|-----|------------------------|-----|
| 1   | できるだけ歩くなど、積極的に運動を行っている | 230 |
| 2   | 食事や栄養に気をつける            | 233 |
| 3   | 過度の飲酒をしない              | 109 |
| 4   | 歯磨きや入れ歯の手入れを毎日行う       | 196 |
| 5   | 適正な睡眠時間をとる             | 227 |
| 6   | ストレスをためない              | 138 |
| 7   | 定期的に健康診断を受ける           | 204 |
| 8   | その他                    | 13  |
| 9   | 特になし                   | 9   |
|     | 無回答                    | 2   |
|     | 回答者数                   | 350 |

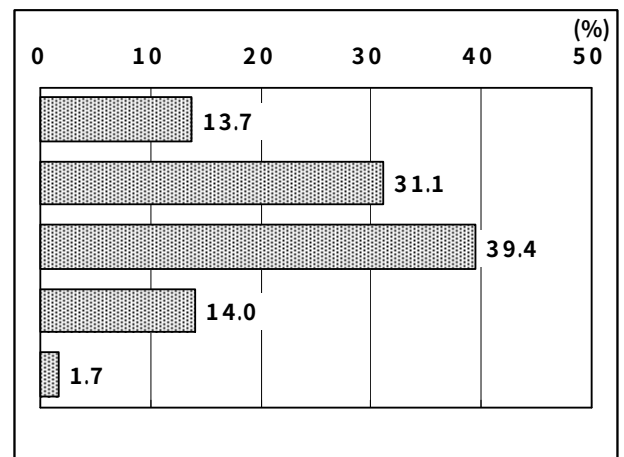


N=350

**(介護予防の認知度)**

介護予防の認知度については、「よく知っている」13.7%、「大体のことは知っている」31.1%となっており、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」39.4%を合わせると認知度は8割以上になっています。

| No. |                     | 回答数 |
|-----|---------------------|-----|
| 1   | よく知っている             | 48  |
| 2   | だいたいのことなら知っている      | 109 |
| 3   | 聞いたことはあるが、内容までは知らない | 138 |
| 4   | まったく知らない            | 49  |
|     | 無回答                 | 6   |
|     | 回答者数                | 350 |

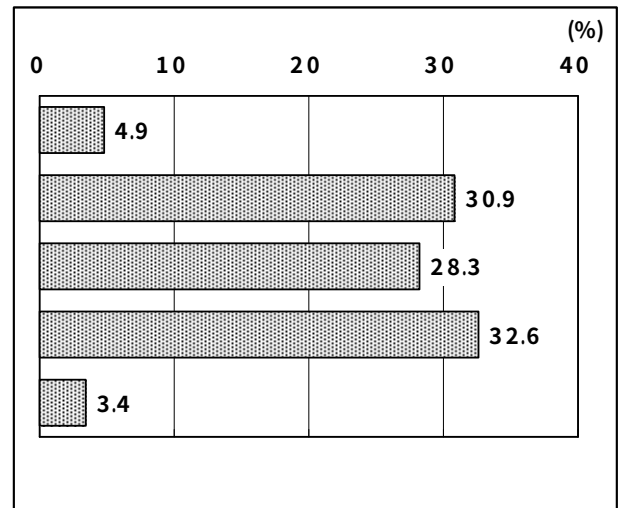


N=350

### (地域包括支援センターの認知度)

地域包括支援センターの認知度については、「知っているし、利用したことがある」4.9%、「どんなところかは知っているが、利用したことはない」30.9%となっており、「聞いたことはあるが、どんなところかは知らない」28.3%を合わせると認知度は6割以上になっています。

| No. |                          | 回答数 |
|-----|--------------------------|-----|
| 1   | 知っているし、利用したことがある         | 17  |
| 2   | どんなところかは知っているが、利用したことはない | 108 |
| 3   | 聞いたことはあるが、どんなところかは知らない   | 99  |
| 4   | まったく知らない                 | 114 |
|     | 無回答                      | 12  |
|     | 回答者数                     | 350 |



N=350

## 第3章 第3期計画の実施状況

### 1 第3期計画の介護サービス給付実績

高齢者が介護を要する状況にならないようにすることを目的として、平成18年度から新たに新予防給付が実施されました。これに伴い、それまでの要支援、要介護1から5の6区分は、要支援1、2と要介護1から5の7区分に細分化され、要支援者には介護予防の観点からサービス提供を行うとともに、要介護者に対する訪問介護や通所介護といった従来からのサービスについても、生活習慣の維持・向上という観点から、内容や提供方法の見直しが行われました。

平成18年度、平成19年度の各サービスの利用実績は以下のとおりです。

#### 〔1〕居宅サービス

##### ■訪問介護

介護福祉士、ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行っています。

実績が計画値を下回っています。

|      | 平成18年度   |          |       | 平成19年度   |          |       |
|------|----------|----------|-------|----------|----------|-------|
|      | 計画値      | 実績       | 進捗率   | 計画値      | 実績       | 進捗率   |
| 訪問介護 | 24,627 回 | 23,010 回 | 93.4% | 26,861 回 | 24,931 回 | 92.8% |

##### ■訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行っています。

実績が計画値を上回っています。

|        | 平成18年度 |       |        | 平成19年度 |       |        |
|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
|        | 計画値    | 実績    | 進捗率    | 計画値    | 実績    | 進捗率    |
| 訪問入浴介護 | 192 回  | 262 回 | 136.5% | 192 回  | 215 回 | 112.0% |



## ■訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行っています。

実績が計画値を上回っており、さらに増加する傾向があります。

|      | 平成18年度  |         |        | 平成19年度  |         |        |
|------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|
|      | 計画値     | 実績      | 進捗率    | 計画値     | 実績      | 進捗率    |
| 訪問看護 | 2,019 回 | 2,607 回 | 129.1% | 2,296 回 | 3,292 回 | 143.4% |

## ■訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行っています。

実績が大きく計画値を上回っており、さらに増加する傾向があります。

|             | 平成18年度 |       |        | 平成19年度 |       |        |
|-------------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
|             | 計画値    | 実績    | 進捗率    | 計画値    | 実績    | 進捗率    |
| 訪問リハビリテーション | 96 回   | 416 回 | 433.3% | 96 回   | 622 回 | 647.9% |

## ■通所介護

デイサービスセンター等に通い、施設において、入浴、食事の提供など日常生活での支援や機能訓練を行っています。

実績が計画値を上回っているものの、ほぼ横ばいで推移しています。

|      | 平成18年度   |          |        | 平成19年度   |          |        |
|------|----------|----------|--------|----------|----------|--------|
|      | 計画値      | 実績       | 進捗率    | 計画値      | 実績       | 進捗率    |
| 通所介護 | 16,257 回 | 22,945 回 | 141.1% | 17,579 回 | 22,771 回 | 129.5% |

## ■通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所に通い、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行っています。

実績が計画値を下回っています。

|             | 18年度    |         |        | 19年度    |         |       |
|-------------|---------|---------|--------|---------|---------|-------|
|             | 計画値     | 実績      | 進捗率    | 計画値     | 実績      | 進捗率   |
| 通所リハビリテーション | 1,182 回 | 1,310 回 | 110.8% | 1,182 回 | 1,149 回 | 97.2% |

## ■短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所（ショートステイ）し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活での支援や機能訓練を行っています。

実績が計画値を上回っており、ほぼ横ばいで推移しています。

|          | 平成18年度  |         |        | 平成19年度  |         |        |
|----------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|
|          | 計画値     | 実績      | 進捗率    | 計画値     | 実績      | 進捗率    |
| 短期入所生活介護 | 3,343 日 | 5,983 日 | 179.0% | 3,271 日 | 5,413 日 | 165.5% |

## ■短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行っています。

実績が計画値を上回っており、ほぼ横ばいで推移しています。

|          | 平成18年度 |       |        | 平成19年度 |       |        |
|----------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
|          | 計画値    | 実績    | 進捗率    | 計画値    | 実績    | 進捗率    |
| 短期入所療養介護 | 108 日  | 164 日 | 151.9% | 108 日  | 160 日 | 148.1% |

## ■居宅療養管理指導

病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行っています。

実績が計画値を上回っており、さらに増加する傾向があります。

|          | 平成18年度 |       |        | 平成19年度 |       |        |
|----------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
|          | 計画値    | 実績    | 進捗率    | 計画値    | 実績    | 進捗率    |
| 居宅療養管理指導 | 348 人  | 521 人 | 149.7% | 384 人  | 550 人 | 143.2% |

## ■特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をしています。

実績が計画値を下回っており、ほぼ横ばいで推移しています。

|             | 平成18年度 |       |       | 平成19年度 |       |       |
|-------------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
|             | 計画値    | 実績    | 進捗率   | 計画値    | 実績    | 進捗率   |
| 特定施設入居者生活介護 | 168 人  | 147 人 | 87.5% | 192 人  | 149 人 | 77.6% |

## ■福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを貸与しています。

実績が計画値を上回っており、ほぼ横ばいで推移しています。

|        | 平成18年度  |         |        | 平成19年度  |         |        |
|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|
|        | 計画値     | 実績      | 進捗率    | 計画値     | 実績      | 進捗率    |
| 福祉用具貸与 | 1,476 人 | 2,295 人 | 155.5% | 1,620 人 | 2,038 人 | 125.8% |

## ■特定福祉用具販売

福祉用具のうち、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を支給しています。

実績はほぼ計画とおりになっており、ほぼ横ばいで推移しています。

|          | 平成18年度 |      |        | 平成19年度 |      |        |
|----------|--------|------|--------|--------|------|--------|
|          | 計画値    | 実績   | 進捗率    | 計画値    | 実績   | 進捗率    |
| 特定福祉用具販売 | 72 人   | 76 人 | 105.6% | 72 人   | 78 人 | 108.3% |

## ■住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床、又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った時は、住宅改修費用の一部を支給しています。

実績が計画値を下回っており、ほぼ横ばいで推移しています。

|      | 平成18年度 |      |       | 平成19年度 |      |       |
|------|--------|------|-------|--------|------|-------|
|      | 計画値    | 実績   | 進捗率   | 計画値    | 実績   | 進捗率   |
| 住宅改修 | 72 人   | 54 人 | 75.0% | 72 人   | 51 人 | 70.8% |

## ■居宅介護支援

介護サービス等の適切な利用ができるよう、ケアプラン（介護予防ケアプラン）を作成すると共に、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整などを行っています。

実績が計画値を上回っており、ほぼ横ばいで推移しています。

|        | 平成18年度  |         |        | 平成19年度  |         |        |
|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|
|        | 計画値     | 実績      | 進捗率    | 計画値     | 実績      | 進捗率    |
| 居宅介護支援 | 2,748 人 | 4,398 人 | 160.0% | 2,820 人 | 4,052 人 | 143.7% |

## 〔2〕介護予防サービス

### ■介護予防訪問介護

「要支援１」、「要支援２」を対象に、訪問介護員が居宅において、利用者が主体的に行う調理、洗濯等に対する支援を行います。

実績が計画値を大幅に下回っています。

|          | 平成18年度   |         |       | 平成19年度   |         |       |
|----------|----------|---------|-------|----------|---------|-------|
|          | 計画値      | 実績      | 進捗率   | 計画値      | 実績      | 進捗率   |
| 介護予防訪問介護 | 11,696 人 | 2,067 人 | 17.7% | 12,937 人 | 3,220 人 | 24.9% |

### ■介護予防訪問入浴介護

「要支援１」、「要支援２」を対象に、介護予防を目的として利用者の入浴に対する支援を居宅で行います。

実績はありませんでした。

|            | 平成18年度 |     |     | 平成19年度 |     |     |
|------------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
|            | 計画値    | 実績  | 進捗率 | 計画値    | 実績  | 進捗率 |
| 介護予防訪問入浴介護 | 0 回    | 0 回 | —   | 0 回    | 0 回 | —   |

### ■介護予防訪問看護

「要支援１」、「要支援２」を対象に、疾患等を抱えている人に対して、看護師が居宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行います。

実績が計画値を大幅に下回っています。

|          | 平成18年度 |      |      | 平成19年度 |       |       |
|----------|--------|------|------|--------|-------|-------|
|          | 計画値    | 実績   | 進捗率  | 計画値    | 実績    | 進捗率   |
| 介護予防訪問看護 | 704 回  | 25 回 | 3.6% | 815 回  | 118 回 | 14.5% |

### ■介護予防訪問リハビリテーション

「要支援１」、「要支援２」を対象に、理学療法士などが居宅において、運動療法や作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを短期集中的に行います。

実績はありませんでした。

|                 | 平成18年度 |     |      | 平成19年度 |     |      |
|-----------------|--------|-----|------|--------|-----|------|
|                 | 計画値    | 実績  | 進捗率  | 計画値    | 実績  | 進捗率  |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 48 回   | 0 回 | 0.0% | 48 回   | 0 回 | 0.0% |

## ■介護予防通所介護

「要支援1」、「要支援2」を対象に、日常生活を想定して筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を短期集中的に通所施設で行います。

実績は計画値を下回っているものの、増加傾向にあります。

|          | 平成18年度  |         |       | 平成19年度   |         |       |
|----------|---------|---------|-------|----------|---------|-------|
|          | 計画値     | 実績      | 進捗率   | 計画値      | 実績      | 進捗率   |
| 介護予防通所介護 | 9,234 回 | 1,592 回 | 17.2% | 10,643 回 | 2,511 回 | 23.6% |

## ■介護予防通所リハビリテーション

「要支援1」、「要支援2」を対象に、運動療法や作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを短期集中的に施設で行います。

実績は計画値を大幅に下回っています。

|                 | 18年度  |      |       | 19年度  |       |       |
|-----------------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 計画値   | 実績   | 進捗率   | 計画値   | 実績    | 進捗率   |
| 介護予防通所リハビリテーション | 488 回 | 69 回 | 14.1% | 588 回 | 206 回 | 35.0% |

## ■介護予防短期入所生活介護

「要支援1」、「要支援2」を対象に、介護老人福祉施設等に短期間入所し、退所後の日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練などを行います。

実績は、計画値の1割を下回っています。

|              | 平成18年度 |      |      | 平成19年度 |      |      |
|--------------|--------|------|------|--------|------|------|
|              | 計画値    | 実績   | 進捗率  | 計画値    | 実績   | 進捗率  |
| 介護予防短期入所生活介護 | 788 日  | 10 日 | 1.3% | 878 日  | 46 日 | 5.2% |

## ■介護予防短期入所療養介護

「要支援１」、「要支援２」を対象に、介護老人保健施設等に短期間入所し、退所後の日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練などを行います。

実績は、計画値の１割を下回っています。

|              | 平成18年度 |      |      | 平成19年度 |      |      |
|--------------|--------|------|------|--------|------|------|
|              | 計画値    | 実績   | 進捗率  | 計画値    | 実績   | 進捗率  |
| 介護予防短期入所生活介護 | 788 日  | 10 日 | 1.3% | 878 日  | 46 日 | 5.2% |

## ■介護予防居宅療養管理指導

「要支援１」、「要支援２」を対象に、居宅で利用者の生活機能を向上させるための療養指導、栄養指導などを行います。

実績が大幅に伸びており、平成１９年度は計画値を上回っています。

|              | 平成18年度 |      |       | 平成19年度 |       |        |
|--------------|--------|------|-------|--------|-------|--------|
|              | 計画値    | 実績   | 進捗率   | 計画値    | 実績    | 進捗率    |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 60 人   | 23 人 | 38.3% | 84 人   | 100 人 | 119.0% |

## ■介護予防特定施設入居者生活介護

「要支援１」、「要支援２」を対象に、期間を区切って集中的に特定施設で日常生活を想定して、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練などを行います。

実績が大幅に伸びており、平成１９年度は計画値を上回っています。

|                 | 平成18年度 |     |       | 平成19年度 |      |        |
|-----------------|--------|-----|-------|--------|------|--------|
|                 | 計画値    | 実績  | 進捗率   | 計画値    | 実績   | 進捗率    |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 24 人   | 7 人 | 29.2% | 36 人   | 45 人 | 125.0% |

## ■介護予防福祉用具貸与

「要支援１」、「要支援２」を対象に、利用者の生活機能の状態を踏まえ、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」をもとに、福祉用具のうち当該生活機能の向上に真に必要なものの貸与を行います。

実績は計画値を下回っているものの、増加傾向にあります。

|            | 平成18年度  |       |       | 平成19年度  |       |       |
|------------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
|            | 計画値     | 実績    | 進捗率   | 計画値     | 実績    | 進捗率   |
| 介護予防福祉用具貸与 | 1,020 人 | 175 人 | 17.2% | 1,152 人 | 231 人 | 20.1% |

### ■介護予防特定福祉用具販売

在宅生活を支援するという観点からサービス利用が見込まれます。「要支援1」、「要支援2」を対象に、利用者の生活機能の状態を踏まえ、専門的な見地から検討を行い、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」をもとに、福祉用具のうち貸与になじまない入浴又は排せつ用に供するものの購入費の9割を支給します。

実績は計画値を下回っているものの、増加傾向にあります。

|              | 平成18年度 |      |       | 平成19年度 |      |       |
|--------------|--------|------|-------|--------|------|-------|
|              | 計画値    | 実績   | 進捗率   | 計画値    | 実績   | 進捗率   |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 30 人   | 14 人 | 46.7% | 48 人   | 21 人 | 43.8% |

### ■介護予防住宅改修

「要支援1」、「要支援2」を対象に、心身の機能が低下した高齢者の家庭内での安全を確保するために行った住宅改修費の9割を支給します。

実績は計画値を下回っているものの、増加傾向にあります。

|          | 平成18年度 |      |       | 平成19年度 |      |       |
|----------|--------|------|-------|--------|------|-------|
|          | 計画値    | 実績   | 進捗率   | 計画値    | 実績   | 進捗率   |
| 介護予防住宅改修 | 24 人   | 17 人 | 70.8% | 36 人   | 24 人 | 66.7% |

### ■介護予防支援

要支援者（「要支援1」、「要支援2」）が介護予防サービスやその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用することができるように、地域包括支援センターの職員等が依頼に応じて、各人にあった「介護予防ケアプラン」を作成するとともに、計画に基づいて介護予防サービス等の提供が確保されるよう事業者等との連絡調整を行います。

実績は計画値を下回っているものの、増加傾向にあります。

|        | 平成18年度  |       |       | 平成19年度  |         |       |
|--------|---------|-------|-------|---------|---------|-------|
|        | 計画値     | 実績    | 進捗率   | 計画値     | 実績      | 進捗率   |
| 介護予防支援 | 2,520 人 | 672 人 | 26.7% | 2,736 人 | 1,088 人 | 39.8% |



### 〔3〕地域密着型サービスの整備

#### ■夜間対応型訪問介護

夜間、定期的な巡回訪問や通報を受け、居宅で要介護者がホームヘルパー（訪問介護員）により行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話などを受けることができるサービスです。

本町では、実施していません。

|           | 平成18年度 |     |      | 平成19年度  |     |      |
|-----------|--------|-----|------|---------|-----|------|
|           | 計画値    | 実績  | 進捗率  | 計画値     | 実績  | 進捗率  |
| 夜間対応型訪問介護 | 864 回  | 0 回 | 0.0% | 1,092 回 | 0 回 | 0.0% |

#### ■認知症対応型通所介護

認知症の要介護者がデイサービスセンター等を利用し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

本町では実施していません。

|            | 平成18年度  |      |      | 平成19年度  |     |      |
|------------|---------|------|------|---------|-----|------|
|            | 計画値     | 実績   | 進捗率  | 計画値     | 実績  | 進捗率  |
| 認知症対応型通所介護 | 1,080 回 | 16 回 | 1.5% | 1,320 回 | 0 回 | 0.0% |

#### ■小規模多機能型居宅介護

要介護者の状況や希望に応じ、サービス拠点への「通い」を中心に、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

本町では実施していません。

|             | 平成18年度  |     |      | 平成19年度  |     |      |
|-------------|---------|-----|------|---------|-----|------|
|             | 計画値     | 実績  | 進捗率  | 計画値     | 実績  | 進捗率  |
| 小規模多機能型居宅介護 | 1,440 回 | 0 回 | 0.0% | 3,120 回 | 0 回 | 0.0% |

#### ■認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行っています。

介護給付の実績はほぼ計画になっています。



|              | 平成18年度 |       |        | 平成19年度 |       |        |
|--------------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
|              | 計画値    | 実績    | 進捗率    | 計画値    | 実績    | 進捗率    |
| 認知症対応型共同生活介護 | 120 人  | 135 人 | 112.5% | 132 人  | 140 人 | 106.1% |

#### 〔4〕介護予防地域密着型サービス

##### ■介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要支援者（「要支援1」、「要支援2」）がデイサービスセンター等を利用し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができます。

本町では、実施していません。

|                | 平成18年度 |     |      | 平成19年度 |     |      |
|----------------|--------|-----|------|--------|-----|------|
|                | 計画値    | 実績  | 進捗率  | 計画値    | 実績  | 進捗率  |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 120 回  | 0 回 | 0.0% | 240 回  | 0 回 | 0.0% |

##### ■介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護者の状況や希望に応じ、サービス拠点への「通い」を中心に、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

本町では、実施していません。

|                 | 平成18年度 |     |      | 平成19年度  |     |      |
|-----------------|--------|-----|------|---------|-----|------|
|                 | 計画値    | 実績  | 進捗率  | 計画値     | 実績  | 進捗率  |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 576 回  | 0 回 | 0.0% | 1,008 回 | 0 回 | 0.0% |

##### ■介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援者（「要支援2」のみ）が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。

実績はありませんでした。

|                  | 平成18年度 |     |      | 平成19年度 |     |      |
|------------------|--------|-----|------|--------|-----|------|
|                  | 計画値    | 実績  | 進捗率  | 計画値    | 実績  | 進捗率  |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 12 人   | 0 人 | 0.0% | 12 人   | 0 人 | 0.0% |

## 〔5〕施設サービス

### ■介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所できる施設で、食事・入浴・排せつなど日常生活介護や療養上の支援を行っています。

実績は、計画値を上回っています。

|          | 平成18年度  |         |        | 平成19年度  |         |        |
|----------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|
|          | 計画値     | 実績      | 進捗率    | 計画値     | 実績      | 進捗率    |
| 介護老人福祉施設 | 1,128 人 | 1,138 人 | 100.9% | 1,140 人 | 1,286 人 | 112.8% |

### ■介護老人保健施設

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリテーションを行う施設で、医療上のケアやリハビリテーション、日常生活介護を一体的に提供して、家庭復帰への支援を行っています。

実績は、計画値の約9割にとどまっています。

|          | 平成18年度 |       |       | 平成19年度 |       |       |
|----------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
|          | 計画値    | 実績    | 進捗率   | 計画値    | 実績    | 進捗率   |
| 介護老人保健施設 | 360 人  | 324 人 | 90.0% | 360 人  | 330 人 | 91.7% |

### ■介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な人のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを行っています。

実績は、ほぼ計画値とおりに推移しています

|           | 平成18年度 |       |       | 平成19年度 |       |        |
|-----------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|
|           | 計画値    | 実績    | 進捗率   | 計画値    | 実績    | 進捗率    |
| 介護療養型医療施設 | 156 人  | 140 人 | 89.7% | 156 人  | 161 人 | 103.2% |

## 2 介護予防の推進

第1号被保険者を対象として、要介護状態及び要支援状態となることの予防または要介護状態の軽減もしくは悪化の防止を目的として実施しています。

### 〔1〕介護予防特定高齢者施策

特定高齢者（虚弱高齢者）に対する事業として、通所または訪問により、要介護状態となることを予防または要介護状態などの軽減もしくは悪化の防止を目的として介護予防事業を実施しています。

#### ■特定高齢者把握事業（生活機能評価事業）

65歳以上高齢者にチェックリストを送付し、回収されたアンケートのスクリーニングを実施し、候補者に対して生活機能評価検診の受診券を発送しました。医療機関における個別検診にて特定健診等と同時受診を基本に実施し、受診結果を基に生活機能評価判定委員会にて特定高齢者の把握及び決定を行っています。

（単位：件/年）

|       | 平成18年度 |     |           | 平成19年度 |     |           | 平成20年度 |     |           |
|-------|--------|-----|-----------|--------|-----|-----------|--------|-----|-----------|
|       | 計画A    | 実績B | 比率<br>B/A | 計画A    | 実績B | 比率<br>B/A | 計画A    | 見込B | 比率<br>B/A |
| 特定高齢者 | 238    | 55  | 20.5%     | 238    | 145 | 60.9%     | 238    | 170 | 71.4%     |

#### ■通所型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者に対して、通所により介護予防を目的として「運動器の機能向上事業」、「栄養改善事業」、「口腔機能の向上事業」、「認知症予防事業」などを実施しています。

また、個別に対象者の心身の状況を正確に把握し、具体的にどのプログラムを実施すべきかなど事前にアセスメントを実施しています。その結果から個別のサービス計画を作成し、計画に基づく事業を実施し、実施後アセスメントしています。

| 事業名        | 事業内容                                                                                                       | 第3期計画の見込                                                 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 運動機能向上事業 B | 運動器の機能が低下しているおそれのある高齢者に対して、転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点からストレッチングや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを実施しています。 | 運動を行ううえで継続的に理学療法士・作業療法士等の管理が必要な者を対象                      |
| 運動機能向上事業 A |                                                                                                            | 1回につき15人程度<br>4ヶ月を1クール（全24回）として、年間3クール実施                 |
| 口腔機能向上事業   | 高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導などの事業を実施しています。                  | 1回につき15人程度<br>4ヶ月を1クール（全4回）として、年間3クール実施                  |
| 栄養改善事業     | 高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、「食えること」を通じて低栄養状態を改善し、その人らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育の事業を実施しています。     | 1回につき15人程度<br>6ヶ月を1クール（全20回）として、年間2クール実施<br>集団的栄養教育（年2回） |
| 認知症予防事業    | 介護予防の観点から効果が認められる「うつ予防・支援」、「認知症予防・支援」、「閉じこもり予防・支援」に関する事業を実施しています。                                          | 1回につき15人程度<br>全四回、年間3クール実施                               |

(単位：人/年)

|            | 平成18年度<br>実績 | 平成19年度<br>実績          | 平成20年度<br>見込 |
|------------|--------------|-----------------------|--------------|
| 運動機能向上事業 B | 36           | 131                   | 144          |
| 運動機能向上事業 A | 42           | 207<br>平成19年度より総合的に実施 | 92           |
| 口腔機能向上事業   | 9            |                       |              |
| 栄養改善事業     | —            |                       |              |
| 認知症予防事業    | 104          | —                     | 243          |

## ■訪問型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある特定高齢者を対象に保健師等がその人の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施しています。

(単位：回/年)

|      | 平成18年度 |     |       | 平成19年度 |     |       | 平成20年度 |     |       |
|------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|
|      | 計画A    | 実績B | 比率B/A | 計画A    | 実績B | 比率B/A | 計画A    | 見込B | 比率B/A |
| 訪問回数 | 240    | —   | —     | 240    | —   | —     | 240    | 10  | 4.2%  |

## ■介護予防特定高齢者施策評価事業

介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を実施します。

## 〔2〕介護予防一般高齢者施策

すべての第1号被保険者に対する事業については、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施するような地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施しています。

## ■介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布などを実施しています。

### 【第3期計画の見込】

| 事業名      | 実施回数等             |
|----------|-------------------|
| 転倒予防講演会  | 年1回               |
| 認知症予防講演会 | 年1回               |
| 食生活改善    | 5会場で実施            |
| 介護予防啓発   | パンフレット1,000部作成・配布 |

(単位：回/年)

|          | 平成18年度<br>実績 | 平成19年度<br>実績 | 平成20年度<br>見込 |
|----------|--------------|--------------|--------------|
| 転倒予防講演会  | —            | —            | —            |
| 認知症予防講演会 | 1            | —            | 1            |
| 食生活改善    | 40           | 40           | 40           |
| 介護予防啓発   | —            | 20           | 20           |

※介護予防啓発については、パンフレット作成ではなく直接地域に出向き健康づくりを基本に啓発を行っています。

## ■地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティアなどの人材を育成するため研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援などを行っています。

### 【第3期計画の見込】

(単位：回/年)

| 事業名          | 実施回数 |
|--------------|------|
| 地域介護予防活動支援事業 | 125  |

(単位：回/年)

|      | 平成18年度<br>実績 | 平成19年度<br>実績 | 平成20年度<br>見込 |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 実施回数 | 43           | 75           | 75           |

## ■介護予防一般高齢者施策評価事業

年度ごとに事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を実施します。

### 〔3〕地域包括支援センターの運営について

地域包括支援センターは平成18年度から介護保険法に基づく機関として町内に1箇所設置し、運営しています。

地域における高齢者の相談事業や権利擁護、介護予防事業などを通じて高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、関係機関とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し相談を受け地域に適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行っています。

|     |                |
|-----|----------------|
| 名称  | 豊能町立地域包括支援センター |
| 所在地 | 大阪府豊能郡豊能町吉川187 |

(単位：件/年)

|      | 平成18年度<br>実績 | 平成19年度<br>実績 | 平成20年度<br>見込 |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 相談件数 | 208          | 264          | 300          |

#### 〔4〕任意事業

介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活などの支援として実施するものです。

##### ■介護給付等費用適正化事業

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図るための事業を実施します。

具体的には、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証や制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供を行います。

今後は、利用意向と町民ニーズを見極めながら、利用者に適切なサービスを提供できる環境づくりの整備を行います。

##### ■家族介護支援事業

家族介護教室、認知症高齢者見守り、家族介護継続支援（紙おむつ給付）を通じて介護家族を支援する事業を実施します。紙おむつ給付事業は、在宅で紙おむつを常時使用している寝たきり高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、家庭の経済的負担の軽減と本人の保健衛生の向上を目的として実施します。要介護４・５の認定を受けている者で、かつ生計中心者が市町村民税非課税の者が対象です。

今後も、地域全体で介護を必要とする高齢者等を支えるという視点に立ち、家族介護者だけでなく地域のボランティア活動に関心を持つ町民等へ対象を拡大した事業の充実を図ります。

#### 【第３期計画の見込】

(単位：回/年)

| 事業名    | 実施回数 |
|--------|------|
| 家族介護教室 | 1    |

(単位：回/年)

|      | 平成18年度<br>実績 | 平成19年度<br>実績 | 平成20年度<br>見込 |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 実施回数 | 1            | 0            | 1            |

## 〔５〕その他の事業

### ■成年後見制度利用支援事業

高齢者の成年後見制度の申立の支援等を行います。

### ■福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

#### 【第３期計画の見込】

(単位：件/年)

| 事業名           | 実 施 件 数 |
|---------------|---------|
| 福祉用具・住宅改修支援事業 | 48      |

(単位：件/年)

|      | 平成18年度<br>実績 | 平成19年度<br>実績 | 平成20年度<br>見込 |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 利用件数 | 8            | 4            | 4            |

### ■地域自立生活支援事業（介護相談員派遣等事業）

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、介護相談員の活動支援等の事業を行います。

#### 【第３期計画の見込】

(単位：回/年)

| 事業名        | 実 施 回 数 |
|------------|---------|
| 介護相談員派遣等事業 | 192     |

(単位：回/年)

|      | 平成18年度<br>実績 | 平成19年度<br>実績 | 平成20年度<br>見込 |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 利用回数 | 90           | 80           | 98           |



### 3 保健サービス

#### ■機能訓練事業

豊悠プラザにおいて、40歳から65歳で心身の機能が低下しており、医療終了後も訓練の必要な方を対象に実施しています。生活動作や生活機能の困難さからくる二次障害の予防や生活自立支援の為、理学療法士等が訓練及び相談を行います。

#### 【第3期計画の見込】

(単位：人/年)

| 事業名    | 実人数 | 延人数 |
|--------|-----|-----|
| 機能訓練事業 | 3   | 140 |

(単位：人/年)

|       | 平成18年度<br>実績 | 平成19年度<br>実績 | 平成20年度<br>見込 |
|-------|--------------|--------------|--------------|
| 実利用者数 | 8            | 5            | 3            |
| 延利用者数 | 100          | 37           | 44           |

#### ■訪問指導事業

保健師、管理栄養士が訪問し、高齢者の生活上の相談や介護予防に向けた助言などを行っています。

## 4 高齢者福祉サービス

### ■紙おむつ給付事業

介護保険法の規定による要介護４以上の認定を受けており、在宅で紙おむつを常時使用している寝たきり高齢者等に対して支給することにより、家庭の経済的負担の軽減と本人の保健衛生の向上を目的として実施しています。

#### 【第３期計画の見込】

(単位：人/年)

| 事業名      | 実施人数     |
|----------|----------|
| 紙おむつ給付事業 | 60 (実人数) |

(単位：人/年)

|       | 平成18年度<br>実績 | 平成19年度<br>実績 | 平成20年度<br>見込 |
|-------|--------------|--------------|--------------|
| 申請人数  | 14           | 12           | 8            |
| 延利用者数 | 149          | 143          | 96           |

### ■緊急通報装置貸与事業

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等に対し、機器を貸与することにより、急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その安全を確保することを目的として実施しています。

#### 【第３期計画の見込】

(単位：人/年)

| 事業名        | 実施人数     |
|------------|----------|
| 緊急通報装置貸与事業 | 60 (実人数) |

(単位：人/年)

|      | 平成18年度<br>実績 | 平成19年度<br>実績 | 平成20年度<br>見込 |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 利用者数 | 47           | 49           | 53           |

## ■外出支援事業

介護保険法の規定による要介護及び要支援の認定を受けており、一般の交通機関や自家用自動車での外出が困難な方が、町内の様々なところへ気軽に出かけられるよう支援しています。

### 【第3期計画の見込】

(回/年)

| 事業名    | 実施回数  |
|--------|-------|
| 外出支援事業 | 7,200 |

(単位：人、回/年)

|       | 平成18年度<br>実績 | 平成19年度<br>実績 | 平成20年度<br>見込 |
|-------|--------------|--------------|--------------|
| 登録者数  | 140          | 132          | 142          |
| 延利用回数 | 2,575        | 2,629        | 2,999        |

## ■高齢者見守り事業

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等に牛乳などを配達することで安否確認を行います。

### 【第3期計画の見込】

(単位：人/年)

| 事業名      | 実施人数    |
|----------|---------|
| 高齢者見守り事業 | 80（実人数） |

(単位：人/年)

|      | 平成18年度<br>実績 | 平成19年度<br>実績 | 平成20年度<br>見込 |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 利用者数 | 51           | 53           | 54           |

## ■高齢者住宅改造助成事業

町内に居住する65歳以上の高齢者の方が要介護状態になることを予防するために、手すりの取り付けや床段差解消などの改修費の助成を行っています。（介護保険の要介護認定が非該当であり、または未申請の方で、住宅改造の必要性が認められる方を対象とします。）

なお、町の助成事業の見直しにより、平成20年度末で廃止します。

### 【第3期計画の見込】

(件/年)

| 事業名         | 実施回数 |
|-------------|------|
| 高齢者住宅改造助成事業 | 15   |

(単位：件/年)

|      | 平成18年度<br>実績 | 平成19年度<br>実績 | 平成20年度<br>見込 |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 利用件数 | 13           | 11           | 24           |

## ■家族介護慰労事業

高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図る観点から、家族介護慰労金を支給することにより、家族に対する支援を行っています。

## ■在宅介護支援センター

在宅の高齢者や介護者が介護の悩みや福祉サービスの利用などについて、看護師、ソーシャルワーカー等に24時間随時相談できる窓口です。本町では、東西2カ所の特別養護老人ホーム（のせの里、祥雲館）に設置しています。

## ■老人福祉センター・老人憩の家

老人福祉センターは健康と生きがいづくりの実現を目的とする施設です。老人憩の家は、高齢者の心身の健康増進、教養の向上、レクリエーション、社会参加の機会の提供などのニーズに対応するための施設です。本町には、老人福祉センター2施設（永寿荘・豊寿荘）、老人憩の家1施設（野間口老人憩の家）があります。

## 第4章 計画の推進

| 基本目標                  | 施策及び事業            |                                                                                                                                                                       |
|-----------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>高齢者の尊厳配慮と権利擁護の推進 | 〔1〕認知症高齢者の支援対策の推進 | 1) 啓発活動<br>2) 認知症進行遅延と予防のための講座開催<br>3) 認知症高齢者がいる家族の支援<br>4) 認知症の早期発見・早期対応等に向けての協力体制づくり                                                                                |
|                       | 〔2〕高齢者の尊厳の配慮      | 1) 高齢者虐待防止と早期発見・早期対応<br>2) 豊能町人権尊重のまちづくり条例の推進<br>3) 人権意識の高揚に向けた啓発活動・人権擁護の推進<br>4) 身体拘束ゼロに向けた取り組み<br>5) 高齢者の孤立死防止の取り組み<br>6) 日常生活自立支援事業の実施<br>7) 居住環境に配慮した施設整備         |
| 2<br>介護保険サービスの適切な提供   | 〔1〕介護保険サービスの充実    | 1) 質の高いサービス提供<br>2) 地域密着型サービス<br>3) その他                                                                                                                               |
|                       | 〔2〕介護家族への支援       | 1) 介護家族・関係機関とのネットワークづくり<br>2) 家族の介護力及び介護技術の向上<br>3) 家族介護支援事業                                                                                                          |
|                       | 〔3〕介護保険サービスの質の向上  | 1) 施設から在宅生活への円滑な移行<br>2) 適切なケアプランの提供<br>3) 制度の周知と利用意識の啓発<br>4) 相談・支援体制の充実<br>5) 苦情処理への対応<br>6) サービスの質の評価に関する仕組みの構築<br>7) サービス事業者への支援・助言<br>8) 介護支援専門員への支援<br>9) 人材の育成 |
|                       | 〔4〕保険者機能の強化       | 1) 要介護認定における公平性の確保<br>2) サービス事業者に対する指導・監督<br>3) 介護給付適正化事業<br>4) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の活用                                                                               |

|                            |                                |                                                                                                                                                                    |
|----------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3<br>健康づくりの推進              | 〔1〕健康増進に向けた取り組み                | 1) 健康・体力づくりの啓発と事業の推進<br>2) 健康・体力づくりの自己管理に対する支援<br>3) 生活習慣病予防の推進<br>4) 機能訓練事業<br>5) 地域リハビリテーション事業の推進                                                                |
| 4<br>介護予防の推進               | 〔1〕特定高齢者や一般高齢者に対する介護予防（介護予防事業） | 1) 特定高齢者把握事業（生活機能評価事業）<br>2) 通所型介護予防事業<br>3) 訪問型介護予防事業<br>4) 介護予防特定高齢者施策評価事業<br>5) 介護予防普及啓発事業<br>6) 地域介護予防活動支援事業<br>7) 介護予防一般高齢者施策評価事業                             |
| 5<br>住み慣れた地域で暮らすための支援体制の整備 | 〔1〕自立した在宅生活を支えるサービスの充実         | 1) 紙おむつ給付事業<br>2) 緊急通報装置貸与事業<br>3) 外出支援事業<br>4) 高齢者見守り事業<br>5) 街かどデイハウス支援事業<br>6) 福祉用具・住宅改修支援事業<br>7) 在宅介護支援センター<br>8) 養護老人ホーム<br>9) 軽費老人ホーム<br>10) 老人福祉センター・老人憩の家 |
|                            | 〔2〕地域包括支援センターの役割強化             | 1) 要支援者に対する介護予防（介護予防サービス）<br>2) 介護予防ケアマネジメント事業<br>3) 総合相談支援事業／権利擁護事業<br>4) 包括的・継続的マネジメント事業<br>5) 地域包括支援センター運営協議会                                                   |
|                            | 〔3〕地域ケア体制の充実                   | 1) 地域ケア会議<br>2) 多様な地域ケア機関の連携体制の構築<br>3) 医療との連携<br>4) 関係機関相互の連携促進<br>5) 保健福祉サービスとの連携                                                                                |
|                            | 〔4〕地域福祉の推進                     | 1) 社会福祉協議会の活動支援<br>2) ボランティア活動の支援<br>3) コミュニティーソーシャルワーカー機能の充実<br>4) 高齢者セーフティネットの構築<br>5) 地域における健康づくり活動<br>6) 学校教育における取り組みの推進<br>7) 社会教育における取り組みの推進                 |

|                                 |                              |                                                                                                                 |
|---------------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6<br>高齢者の社会参加の促進と<br>生きがいづくりの推進 | 〔1〕 高齢者の生きがいづくりの推進           | 1) 地域活動団体・高齢者組織の拡充<br>2) 地域活動の場の提供<br>3) 観光資源の活用<br>4) シルバー人材センター<br>5) 職業能力の開発<br>6) 高齢者の知識、特技を生かせる場・<br>機会づくり |
|                                 | 〔2〕 高齢者の社会参加の促進              | 1) 生涯学習の推進<br>2) 生涯学習情報の収集・提供<br>3) 体力づくりの啓発・推進                                                                 |
| 7<br>まちづくり<br>安心して暮らせる          | 〔1〕 福祉のまちづくりの推進              | 1) バリアフリー化の推進<br>2) 住まいの安全確保<br>3) 交通安全対策の促進                                                                    |
|                                 | 〔2〕 災害時・緊急時における<br>要援護者対策の推進 | 1) 防災意識の高揚<br>2) 要援護者に対する避難誘導體制の整備                                                                              |

# 1 高齢者の尊厳配慮と権利擁護の推進

## 〔1〕認知症高齢者の支援対策の推進

### 1) 啓発活動

認知症に対する理解はいまだ十分ではなく、様々な偏見や誤解も多く存在しています。このような状況のもと、人権全般の講演会を行っており、そのプログラムの中に高齢者に対する人権も取り上げ、認知症に対する啓発活動・情報提供を行っています。現在の取り組みをさらに充実させ、認知症高齢者を地域で温かく見守り、介護をしていける環境づくりに努めます。

### 2) 認知症進行遅延と予防のための講座開催

認知症傾向のチェックに加え、生活改善指導や認知症の進行遅延・予防に役立つ趣味や運動などを指導する各種講座・教室の実施や情報提供に努めます。

### 3) 認知症高齢者がいる家族の支援

認知症高齢者の介護で様々な悩みを抱えている家族に対して、介護方法や対応の仕方などの支援を行います。サービス利用などについて情報交換などにより負担の軽減を図ります。

### 4) 認知症の早期発見・早期対応等に向けての協力体制づくり

認知症高齢者ができる限り自立した生活を送り、家族の負担軽減を図るためには、認知症症状の早期発見・早期対応とともに、必要なサービスが継続的に提供されることが重要になります。このため、地域包括支援センターや在宅介護支援センター等に相談窓口を設置するとともに、介護サービス事業者や医療機関等との連携体制の確立に努めます。



## 〔2〕高齢者の尊厳の配慮

### 1) 高齢者虐待防止と早期発見・早期対応

高齢者に対する虐待は、高齢者の基本的人権を侵害するものです。そこで、地域における医療・保健・福祉等の関係機関のネットワークを構築し、相談体制の整備や関係職員の研修などに取り組み、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。

また、必要な場合には、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度を活用し、住民に対して、高齢者虐待防止を啓発し、虐待発見時の通報の周知を推進します。

### 2) 豊能町人権尊重のまちづくり条例の推進

豊能町人権尊重のまちづくり条例は、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、すべての住民の基本的人権が尊重される差別のない明るく住みやすいまちの実現に寄与することを目的としています。

この条例から、人権意識の高揚を図る施策及び人権擁護に資する施策を柱とする豊能町人権行政基本方針及び、その具体化に向けた豊能町人権行政推進計画により、条例の目的に沿った取り組みを推進します。

### 3) 人権意識の高揚に向けた啓発活動・人権擁護の推進

自治会や老人クラブ連合会など関係団体が加入している人権まちづくり協会が、人権に関する啓発活動を行っています。

今後も、講演会等を通じて高齢者を含めたあらゆる人権の啓発を行い、人権意識の高揚に努めます。

また、法務局の委嘱による人権擁護委員の人権相談及び、大阪府人権相談員による人権相談事業などを実施し、人権の擁護に努めます。

### 4) 身体拘束ゼロに向けた取り組み

身体の拘束は、身体機能の低下や拘縮や感染症の可能性の増大といった身体的な問題だけでなく、受け手の自主性や人間としての尊厳といった精神的な面でも問題が生じます。

今後、大阪府との連携を図り、施設等における身体拘束ゼロに向けた職員の意識改革に努めます。

## **5) 高齢者の孤立死防止の取り組み**

ひとり暮らしや高齢者世帯の増加に伴い、地域包括支援センターをはじめ、民生委員児童委員やボランティアなどによる、地域全体での高齢者の安否確認が重要となっています。地域で高齢者を支え、見守りを支援していくために、地域ぐるみの理解と協力が得られるような環境作りを推進します。

## **6) 日常生活自立支援事業の実施**

意思決定能力が低下している高齢者を支援するため、福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業を実施しています。また、介護保険サービス、障害者自立支援法における障害者福祉サービスの利用の観点から、高齢者または知的障害のある方等にとって有効な成年後見制度を周知し、積極的な利用を促進するとともに、必要に応じて、老人福祉法に基づく成年後見制度の町長申立てを活用するなど、高齢者の日常生活の自立支援のための取り組みに努めます。

また、高齢者への虐待、権利侵害などに対応する際には、日常生活自立支援事業を円滑に利用できるよう、社会福祉協議会など実施機関との連携を図ります。

## **7) 居住環境に配慮した施設整備**

環境変化の影響を受けやすい認知症高齢者の特性に配慮し、認知症高齢者が尊厳を保ちながら身近な場所で切れ目のないサービスを継続的に利用できるよう、施設整備にあたっては、認知症高齢者グループホーム等、地域密着型サービスの促進や、既存施設において、家庭的な環境のもとでケアを受けることができるよう個室・ユニットケアの普及を推進します。

## 2 介護保険サービスの適切な提供

### 〔1〕介護保険サービスの充実

#### 1) 質の高いサービスの提供

利用者の選択の幅を広げ、様々なニーズに対応するとともに、サービスの質の向上を図るため、営利・非営利を問わない多様な事業主体や地域に根ざした住民参加型組織など、サービス事業者の参入促進と事業者の指導に努めます。

#### 2) 地域密着型サービス

高齢者の方が、たとえ要介護状態になっても住みなれた自宅や地域での生活を可能な限り継続できるよう、地域密着型サービスの基盤整備に努めます。

また、地域密着型サービスは町が指定権限を有するサービスになることから、その指定及び運営状況等について「地域密着型サービス運営委員会」で検討を行い、適切なサービスの確保を図ります。

#### 3) その他

##### ①障害のある方などへのサービス提供

障害のある方などへのサービス提供に際しては、各担当窓口との連携を図りつつ対応します。介護保険給付にないサービスについては「豊能町障害福祉計画」に基づき、総合的なサービスが提供されるよう努めます。

##### ②在日外国人への配慮

在日外国人に対してサービスの提供を行う際には、きめ細やかな対応に努め、各種福祉サービスの内容や手続きなどについて周知を図るとともに、認定審査などが適切に行われるよう支援に努めます。

## 〔2〕介護家族への支援

### 1) 介護家族・関係機関とのネットワークづくり

家族がお互いの情報交換や研修を行う機会づくりを支援します。

また、家族を支えるため、介護サービス機関や医療機関、NPOやボランティアなどの住民参加の支援システムが有機的に結びつき、提供されるネットワークづくりを推進します。

### 2) 家族の介護力及び介護技術の向上

介護力の向上と介護技術の普及により、家族の介護負担を軽減できるよう、保健・医療・福祉の連携に努めます。

### 3) 家族介護支援事業

家族介護教室、認知症高齢者見守り、紙おむつ給付事業を通じて介護家族を支援する事業を実施します。

今後も、地域全体で介護を必要とする高齢者等を支えるという視点に立ち、事業の充実を図ります。

## 〔3〕介護保険サービスの質の向上

### 1) 施設から在宅生活への円滑な移行

ケアマネジャーなどと連携を図り、適切なサービス提供を図るケアプランを作成するとともに、居宅サービスの基盤整備を図り、在宅生活を支援する取り組みの促進に努めます。

### 2) 適切なケアプランの提供

要介護者の心身の状況などを勘案してサービスの種類・内容を定めるケアプランが適切に作成されるよう、標準的なケアプランの検証・処遇困難事例についての検討や必要な情報の交換を行うなど、ケアプランの適正化と介護支援専門員の資質向上に努めます。

また、ケアプランを任意に抽出するなどして、介護支援専門員が作成したケアプランが適切に作成され、実施されているかの確認を行っていきます。

さらに、大阪府国民健康保険団体連合会の給付分析システムを活用したサービス利用動向の把握と評価分析を通じて介護保険事業の円滑かつ適正な運用を図ります。

### 3) 制度の周知と利用意識の啓発

制度の円滑な運営を図るためには、制度の意義や仕組み、サービスの利用方法などについて、住民の正しい理解と協力が必要です。町の広報誌への掲載、パンフレットの配布、説明会などにより制度の周知及び利用意向に努めています。

また、視聴覚障害のある方や認知症高齢者、在日外国人など情報が届きにくい人にも、円滑に介護サービスなどを受けられるよう、点字、手話通訳などきめ細かな広報活動に努めます。

### 4) 相談・支援体制の充実

介護・保健・医療・福祉サービスを適性かつ効率的に提供できるよう、各種の相談に応じ、施策を総合的に調整する体制づくりの整備に努めます。

地域包括支援センターを中心としつつ、町（高齢障害福祉課・豊悠プラザ）、24時間の相談体制をとっている東西2カ所の在宅介護支援センター、介護相談員、民生委員児童委員など多様な窓口を設け、住民からの様々な相談に対応し、高齢者が、どの窓口においても幅広い情報が入手できるよう、関係機関の相互連携を図ります。

さらに、ひとり暮らし高齢者など情報が届きにくい高齢者には、民生委員児童委員などと連携し、状況把握に努め、必要なサービスの利用に結びつけるなど決め細やかな対応ができる体制づくりを推進します。また、障害のある方に対する相談支援等の配慮を講じる観点から、「障害者の介護保険利用における課題検討会」がとりまとめた「障害者の介護保険利用について」の積極的な活用を図ります。

### 5) 苦情処理への対応

#### ①相談・苦情対応の充実

介護保険制度のもとでは、住民にとって最も身近な窓口である町が介護保険についての苦情や相談に応じ、迅速かつ適切な対応が求められます。また、サービス現場を訪問し、介護サービスについての不満や不安が苦情に至ることを未然に防ぎ、サービス利用者とサービス事業者の橋渡しを行うために、平成13年度から高齢障害福祉課に事務局を設け、「介護相談員」による訪問活動を実施しています。また、介護サービスに関する苦情について町での解決が困難な場合には、国民健康保険団体連合会が対応しています。苦情全般において、町、府、国民健康保険団体連合会、介護相談員、サービス事業者、ケアマネジャーなどがそれぞれの役割機能のもと、緊密な連携を図りながら解決にあたります。

今後も高齢者の相談・苦情に対しては、高齢障害福祉課や豊悠プラザなど各関係窓口において対応していきます。その際、医療機関、地区福祉委員会、民生委員児童委員などとの連携を図ります。

## **②苦情解決のための「第三者委員」制度の推進**

中正・公正な立場から問題解決に取り組み目的から、様々なサービスに対する苦情解決窓口のひとつとして「第三者委員」の設置に努めます。

地域住民が第三者委員を努めることにより、サービス利用者がより発言しやすい環境づくりとともに、サービスの質の向上に努めます。

## **6) サービスの質の評価に関する仕組みの構築**

利用者による選択を通じた事業者間の適正な競争によりサービスの質の向上を図るため、介護サービスをはじめとしたサービスの質の評価を適正に行うことができるよう、国・府の動向を見極めながら、事業者の自己評価や第三者による評価の仕組みの確立を図ります。また、事業者によって提供されるサービスの質の低下を防ぐため、保健師を中心に各種サービス内容について定期的なチェックを行う体制の整備に努めます。

## **7) サービス事業者への支援・助言**

### **①事業者間の連携と情報交換の体制整備**

介護保険制度の円滑な運営に資するため、各事業者との連携組織として「豊能町介護保険事業者連絡会」を定期的に開催します。また、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護保険施設が連携して、情報の交換や介護サービスの質の向上・改善につなげていけるよう町としても支援、助言を行います。

### **②サービス事業者に関する情報提供体制の整備**

利用者が適切にサービスを選択できるようサービス事業者などに関する情報を提供します。サービス事業者名簿は高齢障害福祉課、豊悠プラザ、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所に常備しています。また、「福祉保健医療情報ネットワーク（WAMNET）」を活用した事業者情報の提供とともに、サービス事業者と連携を図りながら利用者へのサービス内容などに関する情報の提供に努めます。

## **8) 介護支援専門員への支援**

介護支援専門員が介護保険のサービスのみならず、介護保険外の保健・医療・福祉に関する各種行政サービスや地域住民によるインフォーマルサービス（ボランティア活動等）などの社会資源を組み合わせた総合的なケアマネジメントが行えるよう情報の提供、ケアプラン事例集の作成などにより支援します。

また、地域包括支援センターにおいて包括的支援事業として実施される支援困難ケースへの対応等を通じて介護支援専門員に対する支援に取り組みます。さらに、介護支援専門員の資質をより一層高めるため、事業者連絡会等における情報提供を行います。

## **9) 人材の育成**

### **①ケアマネジャー**

ケアマネジャーの資質の向上に努めます。そのため、居宅介護支援事業者との連携のもと継続的な人材育成（専門性の向上）、高い倫理観と個人のプライバシー尊重等の人権意識の高揚などに取り組みます。

### **②訪問介護員（ホームヘルパー）**

ホームヘルパーの養成については、町・府・指定民間事業者の役割分担を明確にしながらも相互の連携を保ち、現地研修や継続研修の啓発に努めます。さらに、高度な身体介護技術などの専門性や高い倫理性と個人のプライバシー尊重等の人権意識の高揚などに取り組みます。

### **③理学療法士・作業療法士**

介護保険サービスの訪問・通所リハビリテーションなどの充実に努めます。

### **④保健師・管理栄養士**

本計画の達成に必要な人数の検討を進め、必要数の確保に努めます。

## 〔４〕保険者機能の強化

### １）要介護認定における公平性の確保

認定調査にあたっては、要介護者などの正確な状況把握と公平性の確保が重要です。そのため認定調査員に対し、人権教育や面接技法、特記事項の記載方法などについて研修を行い、資質の向上を図ります。介護保険制度改正により、調査の委託先範囲が見直されたことから、認定調査事務の実施体制の強化を図るとともに、委託を行う場合であっても、調査の適正に努めます。また、保健師が一定期間ごとに調査を行い、調査の適正化に努めます。

認定調査が適正に行われるためには、介護者や家族などの同席が必要な場合があります。本町では、認知症や障害があるなど、高齢者一人ひとりの状態を認定調査に正確に反映させるため、調査対象者の日頃の状態や障害による生活面での困難を的確に説明できる者の同席など積極的な関与を勧め、認定調査の円滑な実施に努めます。また認定調査の特記事項には、障害等があることによって通常よりコミュニケーションの時間を要する場合や理解が困難な場合には、それを的確に記載するとともに、介護認定審査会においてその記載内容を審査・判定に正しく反映させるよう介護認定審査会委員及び認定調査員に対する研修において周知し、公平・公正で適切な要介護認定が行われるよう努めます。

また、要介護認定や保険料賦課など町が行った処分について、不服があるとして申立が行われたものについては、住民にとって最も身近な窓口である町が対応にあたります。町での解決が困難な場合には審査請求が行われ、大阪府介護保険審査会において適切に審議決裁を行います。

### ２）サービス事業者に対する指導・監督

介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、サービス事業者に対する指導・助言を行います。

なかでも、地域密着型サービスについては町が指定・指導権限を有することから事業所への立ち入り調査権限を活用しながら適切な指導・監督を行います。

さらには事業者自身による、介護保険制度の趣旨に沿った適正で節度ある事業運営への取り組みを促すよう努めます。



### 3) 介護給付適正化事業

大阪府介護給付適正化計画を踏まえ、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図るための事業を実施します。

具体的には、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証や制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供を行います。

今後も、利用者本位のサービスが提供できる環境づくりの整備を行います。

#### ① 認定訪問調査の点検

要介護・要支援認定における訪問調査の町職員等による実施及び委託訪問調査に関するチェック等を行います。（新規・区分変更は100%、更新は5%町職員で実施）

#### ② ケアプランの点検

居宅サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者からの提出または、事業者への訪問等による保険者の視点からの確認及び確認結果に基づく指導等を行います。（居宅介護サービス受給者の10%の実施）

#### ③ 住宅改修の適正化

住宅改修費の給付に関する利用者自宅の実態調査や利用者の状態等の確認及び施工状況の確認等を行います。（申請件数の7%の現地調査）

#### ④ 医療情報との突合

国保連合会介護給付適正化システムの医療情報との突合帳票による請求内容のチェックを行います。

#### ⑤ 縦覧点検

国保連合会介護給付適正化システムの縦覧点検帳票による請求内容のチェックを行います。（国保連合会委託分については100%実施）

#### ⑥ 介護給付費通知

介護サービス利用者に対する利用サービスの内容と費用額等の内訳の通知を行います。（年に2回の通知）

### 4) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の活用

低所得者の介護保険サービスの利用が困難にならないよう、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度等を活用します。

### 3 健康づくりの推進

#### 〔1〕健康増進に向けた取り組み

##### 1) 健康・体力づくりの啓発と事業の推進

生涯を通じて、年齢にあった体力を維持することは快適な日常生活を送る必須条件であることから、体力づくりや健康づくりの意識醸成のために広報誌やパンフレットで啓発活動に努めます。

また、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動を通じて、健康づくり・体力づくりができるよう、高齢者スポーツの推進と支援に努めます。

##### 2) 健康・体力づくりの自己管理に対する支援

日常的な健康状態を継続的に記録できるなど自らの健康づくりに役立てられるよう工夫した健康手帳を交付し、その効果的な活用の促進を図ります。

##### 3) 生活習慣病予防の推進

平成12年3月に国より「健康日本21」が示されました。その基本方針には、従来の疾病対策が中心であった健診による早期発見、治療にとどまることなく健康を増進し、疾病の発病を予防する「一次予防」に一層の重点を置いた対策を推進するとあります。

今後は、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病対策を推進し、一人ひとりの自主的な健康づくりの支援にとどまらず、健康に関心のない人や生活習慣病の予備群に対し、「予防」の重要性や効果を再認識してもらうため、地域一体となった啓発活動に努めます。

##### 4) 機能訓練事業

40歳以上の住民で心身の機能が低下また、言語などが困難で、医療終了後も継続して相談の必要な方を対象に実施します。

「障害児・者相談事業」においては、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の指導による教室もしくは個別の相談を行っています。

## **5) 地域リハビリテーション事業の推進**

地域リハビリテーションを単なる機能訓練として狭義にとらえるのではなく、「生活障害」、「関係障害」からの回復、「生活づくり」、「関係づくり」、「生活の質向上」を目指すものとして広義に展開する必要があります。高齢者が住み慣れた地域で生涯にわたっていきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉の関係者のみならず、地域の住民が参画して行う地域リハビリテーションを推進します。

地域リハビリテーションの推進にあたっては、大阪府地域リハビリテーション推進事業に積極的に参画し、適切な保健福祉サービスの提供に努めます。

## 4 介護予防の推進

### 〔1〕特定高齢者や一般高齢者に対する介護予防（介護予防事業）

前期計画から新たに創設された地域支援事業では、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から介護保険制度内に「地域支援事業」が位置付けられ、事業を推進しています。

#### 1) 特定高齢者把握事業（生活機能評価事業）

健康診査事業等を活用し、保健・医療・福祉及びその他の関係機関が連携しながら、特定高齢者の把握のため生活機能に関する状態の実態把握に努めます。

#### 2) 通所型介護予防事業

特定高齢者把握事業で把握された特定高齢者に対し、必要な事業を展開していきます。  
また、高齢者のニーズに合った、誰もが参加しやすい事業メニューの検討を行います。

#### 【第4期計画の実施概要】

| 事業名      | 事業内容                                                                                             |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 標準プログラム  | 介護保険認定非該当者及び未申請者で特定高齢者を主に対象とし、口腔・運動・栄養全て組み合わせたプログラムを実施します。                                       |
| 運動機能向上事業 | 介護保険認定非該当者及び未申請者で特定高齢者の中で運動器に問題がある者の対し運動器機能向上プログラムを実施します。                                        |
| 口腔機能向上事業 | 基本チェックリストにて口腔機能に問題を示す者や介護保険認定非該当者及び未申請者で特定高齢者に対し、テーマを決め歯科医による講演と歯科衛生士による実習を通じ、口腔機能向上プログラムを実施します。 |
| 栄養改善事業   | 基本チェックリストにて把握された、低栄養にある又はそのおそれがある対象者に対し、栄養状態を改善する為に個別的な栄養相談や集団的な栄養教育等を実施し低栄養改善の為に支援を行います。        |

#### 3) 訪問型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある特定高齢者を対象に保健師等がその人の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施していきます。

#### 4) 介護予防特定高齢者施策評価事業

介護予防特定高齢者施策の事業評価を継続します。

#### 5) 介護予防普及啓発事業

すべての第1号被保険者に対する事業については、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施するような地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施します。

具体的には、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための講演会パンフレットの作成・配布また、老人クラブや地域の活動等に出向いて「出前講座」を実施します。

#### 【第4期計画の実施概要】

| 事業名      | 事業内容                                                                                       |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護予防運動教室 | 地域資源である町内運動施設などを活用し、介護予防普及啓発の体操教室を実施。運動を習慣づけ、事後も自主的に継続していけるよう支援します。                        |
| 認知症予防講演会 | 認知症予防講演と実習を合わせた、講演会を開催。住民への啓発と高齢者自らが認知症の予防に向け、認知症を科学的に知ってもらうとともに、前期認知症（認知症予備軍）の掘り起こしを行います。 |
| 食生活改善講座  | 閉じこもりがちであったり、正しい栄養知識を備えていない者、また調理経験が少ない者に対し簡単な調理実習・交流・生活の振り返りをとおしてバランスのよい食生活を継続実施します。      |
| 介護予防講演会  | 介護予防に資する基本的な知識の普及啓発する為の有識者等による、講演会や相談会を実施します。                                              |
| 介護予防出前講座 | 介護予防の普及啓発及び健康づくりの為、地域へ出向きます。                                                               |

#### 6) 地域介護予防活動支援事業

地域に関する総合的な知識の普及と実践方法に関する研修等を行います。

#### 7) 介護予防一般高齢者施策評価事業

「介護予防事業の事業評価」項目により、プロセス評価を中心に事業評価を行い、目標達成状況等の検証を通じ改善を図ります。

## 5 住み慣れた地域で暮らすための支援体制の整備

### 〔1〕自立した在宅生活を支えるサービスの充実

在宅において多様な環境にある高齢者が、地域において自立した生活を送ることができるよう日常生活を支えるサービスの充実を図っています。

#### 1) 紙おむつ給付事業

要介護4以上の認定を受けており、かつ生計中心者が市町村民税非課税で常時おむつを使用されている方々に対し、経済的負担の軽減と保健衛生向上を目的として実施していきます。

#### 2) 緊急通報装置貸与事業

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等に対し、機器を貸与することにより、急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その安全を確保することを目的として実施します。

今後も、ひとり暮らしの高齢者等の一層の増加が見込まれるため、急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応に努めます。

#### 3) 外出支援事業

要支援・要介護認定者で、一般の交通機関や自家用自動車での外出が困難な方々が、町内へ気軽に出かけられるよう支援の推進に努めます。

#### 4) 高齢者見守り事業

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等に対して牛乳などを配達することで安否確認を行います。

また今後は、地域組織との連携した見守り活動が実施できるようにネットワークを強化します。

#### 5) 街かどデイハウス支援事業

民家や集会所などの身近な施設を活用して、在宅の虚弱または軽度の介護を要する高齢者に食事、健康体操や介護予防活動などの日帰りサービスを提供する民間団体の支援に努めます。

今後は、介護予防が重視される状況のもと、地域における高齢者の継続した自立生活の支援に活用します。

## **6) 福祉用具・住宅改修支援事業**

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

今後も引き続き利用意向とニーズを踏まえて、事業を継続します。

## **7) 在宅介護支援センター**

在宅の高齢者や介護者が介護の悩みや福祉サービスの利用などについて、看護師、ソーシャルワーカー等に24時間相談できる窓口です。

今後も地域包括支援センターとの連携体制をより一層強化し、高齢者支援体制の確立を図ります。

## **8) 養護老人ホーム**

65歳以上であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設です。

家族介護力の低下や認知症高齢者虐待事案の増加などを勘案し、緊急の措置が行えるよう、近隣の養護老人ホームとの連携の強化を図ります。

## **9) 軽費老人ホーム**

日常生活はほぼ自立しているが、家庭環境、住宅事情など在宅で生活することが困難な者が、低額な料金で入所できる施設です。

今後も引き続き入所が必要である対象者の把握に努めます。

## **10) 老人福祉センター・老人憩の家**

各施設は健康と生きがいづくりの実現を目的とする施設です。今後は、高齢者の健康づくりやレクリエーションなど各種活動の充実支援や利用促進に努めます。

## 〔2〕地域包括支援センターの役割強化

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならない予防対策、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービス等、様々なサービスを高齢者の状況の変化に応じ切れ目なく提供することが必要です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを配置し、地域の高齢者の心身の健康保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中核機関として、平成 18 年度より設置された地域包括支援センターのさらなる役割強化・住民への周知に努めます。

### 1) 要支援者に対する介護予防（介護予防サービス）

利用者本人の主体的な取り組みを促す観点から、利用者やその家族に対しサービスの内容や目的等について事前に十分な説明を行い、本人の選択と同意に基づくサービス提供に努めます。

### 2) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援（「要支援1」、「要支援2」）及び要介護状態となるおそれがある高齢者（特定高齢者）を対象にして、介護予防ケアマネジメント業務に当っては、今後対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その対象者、家族、事業実施担当者が共有するとともに、対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取り組みを行えるように支援するものです。

今後、介護予防プランにおいては対象者自身による取り組み、家族や地域住民等地域における社会資源の活用に努めます。

### 3) 総合相談支援事業／権利擁護事業

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係機関とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し相談を受け地域に適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とします。

権利擁護業務は、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とします。

今後、日常生活自立支援事業や権利擁護業務、成年後見制度などの権利擁護権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図ります。



#### **4) 包括的・継続的マネジメント事業**

介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設との連携など、地域において多職種協働により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行うことを目的とします。

今後は、具体的な地域の介護支援専門員への支援として日常的な相談対応、地域ケア会議の開催、サービス担当者会議への参加を行います。

#### **5) 地域包括支援センター運営協議会**

地域包括支援センターの運営状況の把握、今後の方向性を検討するため地域包括支援センター運営協議会を開催し、適正な運営に努めています。

### 〔3〕地域ケア体制の充実

#### 1) 地域ケア会議

地域ケア会議は、介護保険給付対象者のみならず、地域の高齢者全体を視野に入れた支援を考えていくことを目的として開催されています。介護保険サービスの円滑な運営についての調整を図るとともに、介護予防の観点から自立支援のサービスを提供するために、事例検討会を行います。地域ケア会議を通じて情報の共有化を図るとともに、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健センター、保健所、介護サービス事業所などとの連携により地域ケア体制の構築を推進します。

#### 2) 多様な地域ケア機関の連携体制の構築

高齢者の多様なニーズに対応し、介護保険対象外のサービスも考慮に入れたケアプランの作成や要介護認定において「自立」と判定された高齢者に対する適切な支援を行うため、地域ケア機関の連携体制の構築に努めます。

#### 3) 医療との連携

介護が必要となる可能性の高い患者や在宅においても継続して医療・看護が必要な高齢者の情報を迅速に把握し、退院直後からの各種サービス利用につなげます。

#### 4) 関係機関相互の連携促進

高齢者の疾病は、多様性があり、治療のみならず居宅療養管理指導、リハビリテーションなどが必要です。そのため医療機関相互や医療機関と介護サービス事業者、居宅介護支援事業者及び在宅サービス事業者間の円滑な引き継ぎが可能となるよう、協力の要請や調整に努めます。

#### 5) 保健福祉サービスとの連携

効果的・効率的に保健福祉サービスが提供されるよう努めます。町と居宅介護支援事業者が密接に連携し、保健福祉サービスなどが効果的に提供されることの調整や要介護認定者以外の高齢者に対する保健福祉サービスの提供について検討します。

## 〔４〕地域福祉の推進

### １）社会福祉協議会の活動支援

社会福祉協議会は、地域社会を代表する社会福祉法人として、住民参加型の地域福祉の確立に大きな役割を果たすことが期待されます。社会福祉協議会は、基本的な機能とされる小地域ネットワークの形成と福祉活動、ボランティア活動などの地域社会を組織化する機能を有しています。

また、社会福祉施設・機関・団体などの組織化や連絡・調整機能を担いつつ、サービス提供事業者のひとつとして、住民それぞれの需要に応える在宅サービスを提供することが求められます。地域で相互に支え合う地域社会の確立を目指し、社会福祉協議会の活動の支援に努めます。

### ２）ボランティア活動の支援

ボランティア活動は、在宅福祉サービスの担い手として労働力を提供するだけでなく、その活動は地域社会の連帯性、協働性に裏づけられていることから、住民参加による地域ぐるみのケア体制の確立に重要な役割を果たすとともに、住民の福祉向上が期待されます。

このような地域福祉の担い手であるボランティアの活動を促進していくために、ボランティアグループの育成と活動の支援に努めるとともに、住民の意識高揚を図りながら、ボランティア活動への参加を促進します。

### ３）コミュニティーソーシャルワーカー機能の充実

地域における高齢者、障害者、ひとり親家庭など支援を要するあらゆる者の相談・見守り等の個別支援、また、それぞれを取り巻くネットワーク体制の構築をすすめます。

#### **4) 高齢者セーフティネットの構築**

##### **①高齢者の見守りや安否確認の充実**

おおむね小学校区を単位として要援護者一人ひとりを対象に、保健・福祉・医療の関係者と住民が協働して進める見守り・援助活動として小地域ネットワーク活動に取り組んでいます。ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者世帯が地域のなかで孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支え合い、助け合い活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりをすすめようというものです。小学校区単位を基本とした地区福祉委員会（吉川・ときわ台地区、東ときわ台地区、光風台地区、新光風台地区、希望ヶ丘地区、東能勢地区）があり、グループ援助活動と個別援助活動の2つの取り組みを行っています。グループ援助活動として「ふれあい食事（会食）サービス活動」、「いきいきサロン活動」等、個別援助活動として「見守り・声かけ訪問活動」等を実施しています。

また、民生委員児童委員協議会では、高齢者等の見守り活動を積極的に行っています。

これらの要援護者の把握のための仕組みづくり、緊急通報体制づくりといった福祉サービスの実施を通じて、見守りや安否確認体制の充実を図り、すべての高齢者が安心して暮らし続けられるよう高齢者セーフティネットの構築に努めます。

##### **②各種関係機関との連携強化**

地域包括支援センターや在宅介護支援センターが民生委員児童委員、自治会、NPO活動従事者等との連携を図るように努めます。高齢者医療・健康・福祉サポート機能等支援事業等の「大阪府健康福祉アクションプログラム」関連事業や大阪府社会福祉協議会老人施設部会が実施する「社会貢献事業」との連携など、重層的なセーフティネットワークを活用することにより、地域の高齢者の状況把握を行うとともに、サービスが適切に利用できるよう努めます。

#### **5) 地域における健康づくり活動**

高齢化とともに、生活習慣病の割合が増加し、これに伴い要介護者の割合も年々増加していくなかで、特に介護予防については、「健康寿命」延伸を推進させることにつながることから、個人や家族を単位とした活動のみならず、地域の組織活動との連携はもちろん、地域一体となった健康問題の共有、連携活動といった取り組みを進めます。

## **6) 学校教育における取り組みの推進**

これからの社会を支える子どもたちが、高齢者や障害のある方に対する正しい理解や思いやりのこころを持ち、ボランティアや福祉活動を特別なものとしてではなく自然に参加できるような福祉教育を推進します。

幼稚園では高齢者との交流会を実施しています。小・中学校では、道徳や特別活動、総合的な学習の時間において施設の見学や高齢者の方との交流学习などを行っています。とくに中学校では、施設を訪問し、職場体験学習・進路学習として福祉教育に取り組んでいます。さらに高齢者、幼児、小・中学生などが世代を超えた交流が進められるよう、幼稚園・学校の活動プログラムを整備します。

障害者理解教育については、幼稚園、小・中学校とも年間計画を作成し、様々な教育活動に取り組んでいます。

これらの学校教育における取り組みを通して、毎日の生活のなかで子どもたちが高齢者や障害のある方と一緒に生活できるまちを目指します。

## **7) 社会教育における取り組みの推進**

成人層や中高年層においても社会福祉を学ぶことができるよう、福祉をテーマにした講座や教室の企画を推進し、誰もが気軽に学習できる機会の提供に努めます。

## 6 生きがいづくりの推進と高齢者の社会参加の促進

### 〔1〕高齢者の生きがいづくりの推進

#### 1) 地域活動団体・高齢者組織の拡充

老人クラブは、高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりの活動母体となっています。

また、老人クラブ連合会では高齢者の自宅を個別に訪問する「友愛訪問」を実施しており、高齢者の引きこもり防止にも大きな役割を果たしています。

さらに、地域に根ざした活動の展開や会員の促進強化を支援します。

#### 2) 地域活動の場の提供

既存施設を、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動、福祉活動、各種の会議、集い、学習の場として活用し、高齢者の孤独感の解消や介護者の身体的、精神的負担の軽減、世代間交流や地域のふれあい交流の拠点とします。

#### 3) 観光資源の活用

本町における高齢者ボランティアの方がハイキング会を運営しています。

観光資源の整備・活用を積極的に進めるとともに、高齢者には知識や経験を生かしたボランティアガイドとしての活躍の場を提供します。

#### 4) シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者の生きがい促進のための就業促進事業などを行っています。会員数の増加を勘案し、会員の就労ニーズ、就労受け入れ側のニーズとの調整・コーディネートを進め、生きがい促進のための臨時・短期的な就業の支援を図ります。

また、会員が小学生の登下校時に見守り・声かけを行っており、今後も地域との交流、つながりを深めていきます。

#### 5) 職業能力の開発

定年退職後も、長い間の職業生活などで身につけてきた知識・経験・能力を生かせるよう、職業訓練施設等を紹介し、職業能力の開発に関する情報の提供、相談などに努めます。

## **6) 高齢者の知識、特技を生かせる場・機会づくり**

長年培われてきた生活の知恵や生活技術を持つ高齢者が、各種催しの中に生活の知恵や生活技術を伝える場や機会をつくり、高齢者と若い世代がふれあう機会づくりに努めます。

## **〔2〕高齢者の社会参加の促進**

### **1) 生涯学習の推進**

公民館講座で行われている60歳以上対象の高齢者教室「ウグイス大学」では、知識と教養を身につける講座や心身の健康づくりなどの教室を実施しています。

今後は、地域における伝統を高齢者から若い世代へ伝承を行うなど、世代間交流や文化事業の実施にも取り組んでいきます。

### **2) 生涯学習情報の収集・提供**

住民に多様な情報を提供できるよう、趣味・教養・スポーツなど生涯学習にかかわる情報を収集します。また、各種生涯学習関連施設の情報化を推進し、講師や学習内容などの情報を広く提供します。公民館などを拠点に、「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に参加できる学習活動の発展に努めます。

### **3) 体力づくりの啓発・推進**

高齢者の体力や運動能力に応じたニュースポーツや世代間交流の可能なスポーツイベントを行っています。また、スポーツセンター シートスでは、腰痛ケア教室の開催や特定高齢者トレーニング機器の設置を行っています。

今後も、生きがいをもって日常生活を送ることのできるような体力づくりの啓発のため、生涯スポーツの普及・定着に努めます。

## 7 安心して暮らせるまちづくり

### 〔1〕福祉のまちづくりの推進

#### 1) バリアフリー化の推進

高齢者や障害のある方が安心して、自由に利用、移動、社会参加できるまちづくりを積極的に推進するため、「交通バリアフリー法」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、誰もが快適に利用できるような環境の整備を図ります。

また、公共施設巡回バスについては、4台のうち、リフトつきバス1台を導入しています。路線バスについては、ローデッキバスやワンステップバスの導入を要望しているところであり、今後も引き続き事業者へ要望していきます。

#### 2) 住まいの安全確保

住宅の防災対策として「住宅用火災警報器」や「消火器」の設置促進を図るとともに、カーテン、じゅうたんなどの「防災物品」、パジャマ、布団などの「防災製品」の普及に努めます。

#### 3) 交通安全対策の促進

各地域の老人クラブなどを通じて、交通事故防止を図るための活動を行っています。

今後も、交通安全街頭指導、交通安全講習会などを通じて、交通安全対策を推進します。



## 〔2〕災害時・緊急時における要援護者対策の推進

### 1) 防災意識の高揚

住民に対して防災知識の普及・啓発に努めるとともに、防災意識の高揚を図ります。  
また、避難地、避難路、避難所などの周知に努めます。

### 2) 要援護者に対する避難誘導體制の整備

#### ①要援護者の状況把握

町が作成するマニュアルに即して、民生委員児童委員や社会福祉協議会などと連携し、本人の意思及びプライバシーの保護に注意しつつ、その所在の把握に努めます。また、災害時の高齢者、障害のある方、外国人、乳幼児など災害時の要援護者の避難が円滑に進められるよう、自治会や自主防災組織などとの連携を図りつつ体制づくりを進めます。

#### ②施設や住民との連携

高齢者が安全かつ迅速に避難できるよう、施設や地域住民等と連携しつつ、避難誘導など迅速に対応する体制づくりに努めます。

#### ③要援護高齢者などへの支援

被災した要援護者に対し、在宅福祉サービスや情報を迅速に提供するとともに、広域支援体制の確立に努めます。

## 第5章 介護保険サービス事業量の見込

### 1 施設・居住系サービス

施設・居住系サービスの見込量については、国が示した目標値（参酌標準）を基本とし、第3期計画の実績や今後の地域の実情を踏まえ、サービス量を見込みました。

#### －国の参酌標準－

- ①平成26年度における、要介護2～5の認定者数に対する介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む）及び介護専用居住系サービスの利用者の割合を、37%以下とする。
- ②平成26年度における、介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む）の利用者数全体に対する要介護4、要介護5の認定者の割合を70%以上とする。

#### 〔1〕施設居住系サービス利用者数の推計

平成26年度における施設利用者に占める要介護4、5の割合は、72.46%と見込んでいます。また、要介護認定者（要介護2～5）に占める施設居住系サービス利用者の割合は、36.88%と見込んでいます。

（単位：人/月）

|                      | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成26年度        |
|----------------------|--------|--------|--------|---------------|
| 施設・居住系サービス利用者数       | 182    | 195    | 209    | 232           |
| 施設利用者数               | 164    | 173    | 183    | 207           |
| うち要介護4、5             | 96     | 105    | 115    | 150           |
| 要介護4、5の割合            | 58.54% | 60.69% | 62.84% | <b>72.46%</b> |
| 内 訳                  |        |        |        |               |
| 介護老人福祉施設             | 123    | 130    | 139    | 160           |
| 介護老人保健施設             | 29     | 30     | 31     | 47            |
| 介護療養型医療施設            | 12     | 13     | 13     | —             |
| 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 | 0      | 0      | 0      | 0             |
| 介護専用居住系サービス利用者数      | 18     | 22     | 26     | 25            |
| 内 訳                  |        |        |        |               |
| 認知症対応型共同生活介護         | 18     | 22     | 26     | 25            |
| 特定施設入居者生活介護          | 0      | 0      | 0      | 0             |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0      | 0      | 0      | 0             |
| 要介護2～5の要介護者数         | 489    | 517    | 544    | 629           |
| 要介護2～5の割合            | 37.22% | 37.72% | 38.42% | <b>36.88%</b> |

|                     |    |    |    |    |
|---------------------|----|----|----|----|
| 介護専用型以外の居住系サービス利用者数 | 26 | 29 | 31 | 38 |
| 特定施設入居者生活介護         | 18 | 20 | 22 | 27 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護     | 8  | 8  | 8  | 9  |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護    | 0  | 1  | 1  | 2  |

## 〔2〕療養病床の再編に関する事項

本町には介護療養病床がなく、また、他の自治体にある施設への入所者も少ないため本計画期間中においては、再編の影響による見込数の増減はないものと推計しています。

## 2 居宅サービス/介護予防サービス

居宅サービス及び介護予防サービスの見込量については、平成18年度から平成20年度上半期までの利用者数、利用日数、1回あたりの単価等の利用実績及びその伸び等を踏まえ、大阪府が作成した推計のためのワークシートを使用し、サービス量を見込みました。

### 〔1〕居宅サービスの見込量

|             |      | (年間)   |        |        |
|-------------|------|--------|--------|--------|
|             |      | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 訪問介護        | 回数   | 38,760 | 40,368 | 42,276 |
|             | (人数) | 1,860  | 1,932  | 2,028  |
| 訪問入浴介護      | 回数   | 204    | 204    | 204    |
|             | (人数) | 36     | 36     | 36     |
| 訪問看護        | 回数   | 4,128  | 4,440  | 4,680  |
|             | (人数) | 672    | 720    | 756    |
| 訪問リハビリテーション | 日数   | 792    | 876    | 972    |
|             | (人数) | 192    | 216    | 240    |
| 居宅療養管理指導    | 人数   | 384    | 396    | 408    |
| 通所介護        | 回数   | 24,228 | 25,452 | 26,244 |
|             | (人数) | 2,460  | 2,580  | 2,664  |
| 通所リハビリテーション | 回数   | 1,392  | 1,500  | 1,620  |
|             | (人数) | 156    | 168    | 180    |
| 短期入所生活介護    | 日数   | 6,552  | 6,912  | 7,344  |
|             | (人数) | 804    | 840    | 888    |
| 短期入所療養介護    | 日数   | 84     | 84     | 84     |
|             | (人数) | 12     | 12     | 12     |
| 特定施設入居者生活介護 | 人数   | 216    | 240    | 264    |
| 福祉用具貸与      | 人数   | 2,040  | 2,076  | 2,160  |
| 特定福祉用具販売    | 人数   | 72     | 72     | 84     |
| 住宅改修        | 人数   | 48     | 60     | 72     |
| 居宅介護支援      | 人数   | 4,140  | 4,320  | 4,488  |

※各サービスの必要量と供給量は同じと見込んでいます。

## 〔2〕介護予防サービスの見込量

(年間)

|                 |      | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------------|------|--------|--------|--------|
| 介護予防訪問介護        | 人数   | 780    | 840    | 888    |
| 介護予防訪問入浴介護      | 回数   | 0      | 0      | 0      |
|                 | (人数) | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防訪問看護        | 回数   | 156    | 204    | 264    |
|                 | (人数) | 36     | 48     | 60     |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 日数   | 60     | 60     | 60     |
|                 | (人数) | 12     | 12     | 12     |
| 介護予防居宅療養管理指導    | 人数   | 96     | 120    | 144    |
| 介護予防通所介護        | 人数   | 756    | 828    | 900    |
| 介護予防通所リハビリテーション | 人数   | 48     | 60     | 72     |
| 介護予防短期入所生活介護    | 日数   | 240    | 360    | 408    |
|                 | (人数) | 48     | 72     | 84     |
| 介護予防短期入所療養介護    | 日数   | 0      | 0      | 0      |
|                 | (人数) | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 人数   | 96     | 96     | 96     |
| 介護予防福祉用具貸与      | 人数   | 348    | 372    | 396    |
| 特定介護予防福祉用具販売    | 人数   | 36     | 48     | 60     |
| 住宅改修            | 人数   | 60     | 72     | 72     |
| 介護予防支援          | 人数   | 1,488  | 1,572  | 1,680  |

※各サービスの必要量と供給量は同じと見込んでいます。

### 3 地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの見込量については、第3期計画の利用実績や事業者の参入意向等を踏まえ、サービス量を見込みました。

新たな施設整備として、認知症対応型共同生活介護を1箇所整備することとしています。

#### 〔1〕地域密着型サービスの見込量

(年間)

|                      |      | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------------|------|--------|--------|--------|
| 夜間対応型訪問介護            | 人数   | 0      | 0      | 0      |
| 認知症対応型通所介護           | 回数   | 0      | 0      | 0      |
|                      | (人数) | 0      | 0      | 0      |
| 小規模多機能型居宅介護          | 人数   | 0      | 0      | 0      |
| 認知症対応型共同生活介護         | 人数   | 216    | 264    | 312    |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 人数   | 0      | 0      | 0      |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人数   | 0      | 0      | 0      |

#### 〔2〕地域密着型介護予防サービスの見込量

(年間)

|                  |      | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------------|------|--------|--------|--------|
| 介護予防認知症対応型通所介護   | 回数   | 0      | 0      | 0      |
|                  | (人数) | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護  | 人数   | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 人数   | 0      | 12     | 12     |

#### 〔3〕地域密着型サービスの必要利用定員総数

|              |    | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------------|----|--------|--------|--------|
| 認知症対応型共同生活介護 | 人数 | 18     | 22     | 26     |

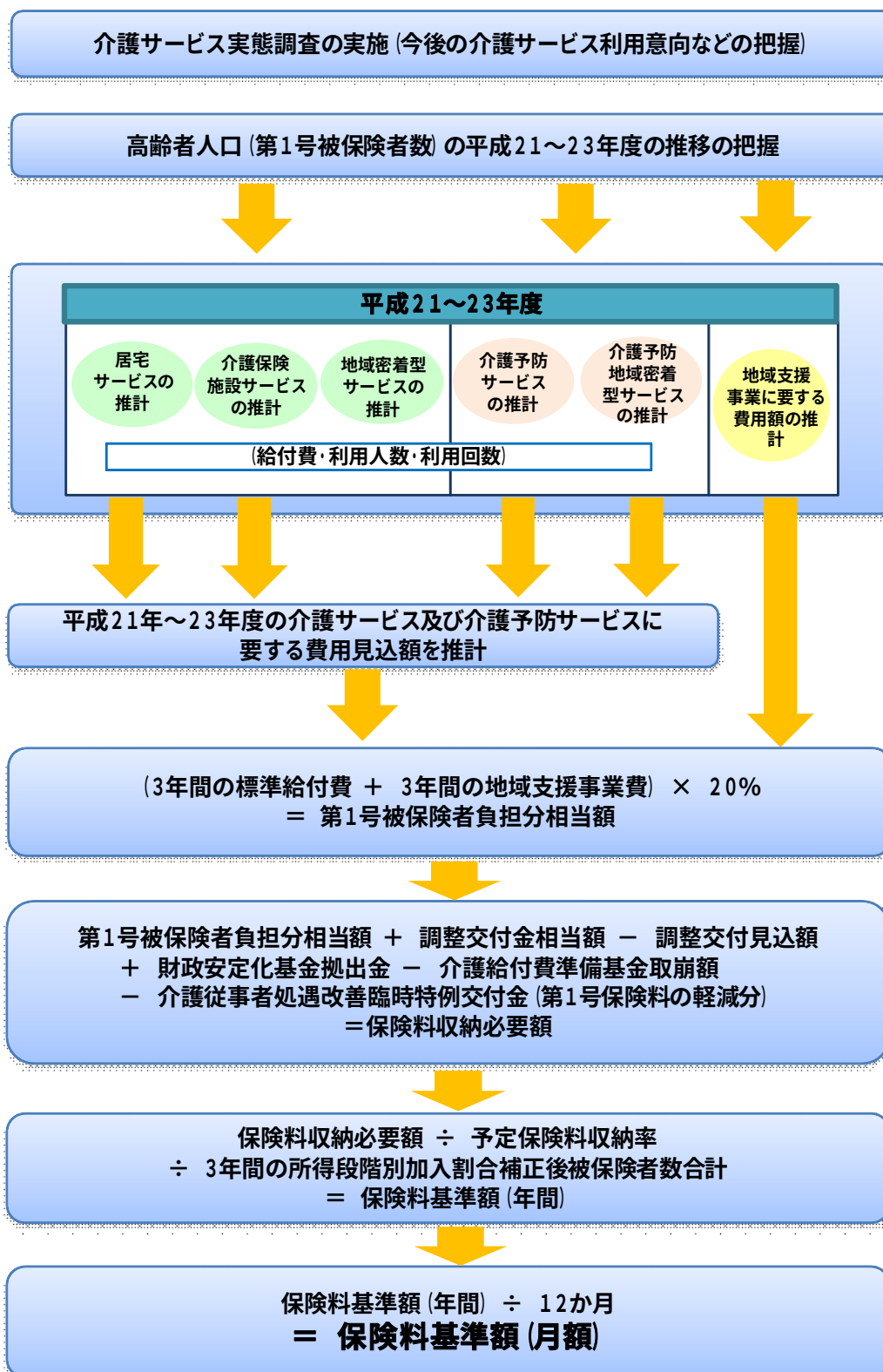
## 4 地域支援事業

地域支援事業の事業量については、以下のとおりです。

|        |                             | 平成 21 年度       | 平成 22 年度  | 平成 23 年度 |
|--------|-----------------------------|----------------|-----------|----------|
| 介護予防事業 | 介護予防特定高齢者把握施策               |                |           |          |
|        | 特定高齢者把握事業（生活機能評価）           | 医療機関 175人      | 医療機関 195人 | 医療機関215人 |
|        | 通所介護予防事業                    |                |           |          |
|        | 運動器の機能向上事業                  | 年 32 回         | 年 32 回    | 年 32 回   |
|        | 運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上を総括した事業 | 年 32 回         | 年 32 回    | 年 32 回   |
|        | 認知症支援に関する事業                 | 年 25 回         | 年 25 回    | 年 25 回   |
|        | 訪問介護予防事業                    | 年 24 回         | 年 24 回    | 年 24 回   |
|        | 介護予防特定高齢者施策評価事業             | 年1回            | 年1回       | 年1回      |
|        | 介護予防一般高齢者施策                 |                |           |          |
|        | 介護予防普及啓発事業                  |                |           |          |
|        | 介護予防講演会                     | 年 2 回          | 年 2 回     | 年 2 回    |
|        | 介護予防講座                      | 年 84 回         | 年 84 回    | 年 84 回   |
|        | 介護予防出前講座                    | 年 20 回         | 年 20 回    | 年 20 回   |
|        | 地域介護予防活動支援事業                |                |           |          |
|        | 地域活動組織の育成                   | 年 10 回         | 年 10 回    | 年 10 回   |
|        | 介護予防一般高齢者施策評価事業             | 年1回            | 年1回       | 年1回      |
| 支援事業   | 介護予防マネジメント                  | 地域包括支援センターにて実施 |           |          |
|        | 総合相談支援・権利擁護業務               |                |           |          |
|        | 包括的・継続的マネジメント               |                |           |          |
| 事業     | 家族介護支援事業                    |                |           |          |
|        | 介護家族教室                      | 年 2 回          | 年 2 回     | 年 2 回    |
|        | その他事業                       |                |           |          |
|        | 福祉用具・住宅改修支援事業               | 年10回           | 年10回      | 年10回     |
|        | 地域自立生活支援事業                  | 年120回          | 年120回     | 年120回    |

## 第6章 介護保険事業費及び保険料

### 第1号被保険者保険料基準額(月額)の算出の考え方





# 1 介護サービス給付費の見込

平成21年度から平成23年度までの介護サービス及び介護予防サービスごとの給付費は以下のとおりです。

## 【介護給付費】

(単位:円/年)

|                       | 平成21年度        | 平成22年度        | 平成23年度        |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|
| (1) 居宅サービス給付費計        | 575,113,758   | 604,985,924   | 632,542,944   |
| ①訪問介護                 | 121,623,770   | 126,640,796   | 132,695,626   |
| ②訪問入浴介護               | 2,377,715     | 2,377,715     | 2,377,715     |
| ③訪問看護                 | 30,131,112    | 32,457,114    | 34,244,588    |
| ④訪問リハビリテーション          | 4,071,904     | 4,484,222     | 4,929,453     |
| ⑤居宅療養管理指導             | 5,190,730     | 5,386,292     | 5,609,833     |
| ⑥通所介護                 | 215,503,493   | 225,743,422   | 232,178,150   |
| ⑦通所リハビリテーション          | 10,420,034    | 11,249,717    | 11,909,939    |
| ⑧短期入所生活介護             | 55,602,361    | 58,408,147    | 61,993,853    |
| ⑨短期入所療養介護             | 851,344       | 851,344       | 851,344       |
| ⑩特定施設入居者生活介護 (介護専用型)  | 0             | 0             | 0             |
| ⑪特定施設入居者生活介護 (混合型)    | 40,616,231    | 45,341,585    | 50,066,939    |
| ⑫福祉用具貸与               | 32,395,755    | 32,741,693    | 33,790,204    |
| ⑬特定福祉用具販売             | 2,134,054     | 2,134,054     | 2,356,287     |
| ⑭住宅改修                 | 5,598,718     | 6,582,527     | 7,078,890     |
| ⑮居宅介護支援               | 48,596,537    | 50,587,296    | 52,460,123    |
| (2) 地域密着型サービス給付費計     | 57,257,297    | 70,061,942    | 82,645,896    |
| ①夜間対応型訪問介護            | 0             | 0             | 0             |
| ②認知症対応型通所介護           | 0             | 0             | 0             |
| ③小規模多機能型居宅介護          | 0             | 0             | 0             |
| ④認知症対応型共同生活介護         | 57,257,297    | 70,061,942    | 82,645,896    |
| ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0             | 0             | 0             |
| ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0             | 0             | 0             |
| (3) 介護保険施設サービス給付費計    | 505,835,941   | 535,276,360   | 566,191,635   |
| ①介護老人福祉施設             | 357,573,220   | 378,994,610   | 406,558,897   |
| ②介護老人保健施設             | 92,262,437    | 95,613,425    | 98,964,413    |
| ③介護療養型医療施設            | 56,000,284    | 60,668,325    | 60,668,325    |
| ④介護療養型老人保健施設          | 0             | 0             | 0             |
| 介護給付費計(小計)→(1)        | 1,138,206,996 | 1,210,324,226 | 1,281,380,475 |

### 【介護予防給付費】

(単位:円/年)

|                       | 平成21年度     | 平成22年度     | 平成23年度     |
|-----------------------|------------|------------|------------|
| (1) 介護予防サービス給付費計      | 75,102,495 | 83,812,660 | 89,749,199 |
| ①介護予防訪問介護             | 15,263,296 | 16,445,911 | 17,347,722 |
| ②介護予防訪問入浴介護           | 0          | 0          | 0          |
| ③介護予防訪問看護             | 1,037,100  | 1,356,208  | 1,755,092  |
| ④介護予防訪問リハビリテーション      | 300,197    | 300,197    | 300,197    |
| ⑤介護予防居宅療養管理指導         | 1,718,701  | 2,201,483  | 2,578,051  |
| ⑥介護予防通所介護             | 27,455,803 | 30,269,978 | 33,084,153 |
| ⑦介護予防通所リハビリテーション      | 2,164,425  | 2,888,659  | 3,246,638  |
| ⑧介護予防短期入所生活介護         | 1,595,551  | 2,386,683  | 2,671,250  |
| ⑨介護予防短期入所療養介護         | 0          | 0          | 0          |
| ⑩介護予防特定施設入居者生活介護      | 10,594,404 | 10,594,404 | 10,594,404 |
| ⑪介護予防福祉用具貸与           | 3,233,241  | 3,460,889  | 3,688,538  |
| ⑫特定介護予防福祉用具販売         | 448,241    | 593,929    | 745,205    |
| ⑬住宅改修                 | 5,473,730  | 7,171,743  | 7,171,743  |
| ⑭介護予防支援               | 5,817,806  | 6,142,576  | 6,566,206  |
| (2) 地域密着型介護予防サービス給付費計 | 0          | 3,016,954  | 3,016,954  |
| ①介護予防認知症対応型通所介護       | 0          | 0          | 0          |
| ②介護予防小規模多機能型居宅介護      | 0          | 0          | 0          |
| ③介護予防認知症対応型共同生活介護     | 0          | 3,016,954  | 3,016,954  |
| 予防給付費計 (小計) → (Ⅱ)     | 75,102,495 | 86,829,614 | 92,766,153 |

平成21年度から平成23年度までの総給付費（介護給付費及び予防給付費の計）は以下のとおりです。

### 【総給付費】

(単位:円/年)

|                                | 平成21年度        | 平成22年度        | 平成23年度        |
|--------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 総給付費 (合計)<br>→ (Ⅲ) = (Ⅰ) + (Ⅱ) | 1,213,309,491 | 1,297,153,840 | 1,374,146,628 |

## 2 標準給付費の見込

平成 21 年度から平成 23 年度までの標準給付費※は以下のとおりです。

平成 21 年度以降も標準給付費は年々増加すると予測しており、3 年間の総額は 4,104,239,427 円になると見込んでいます。

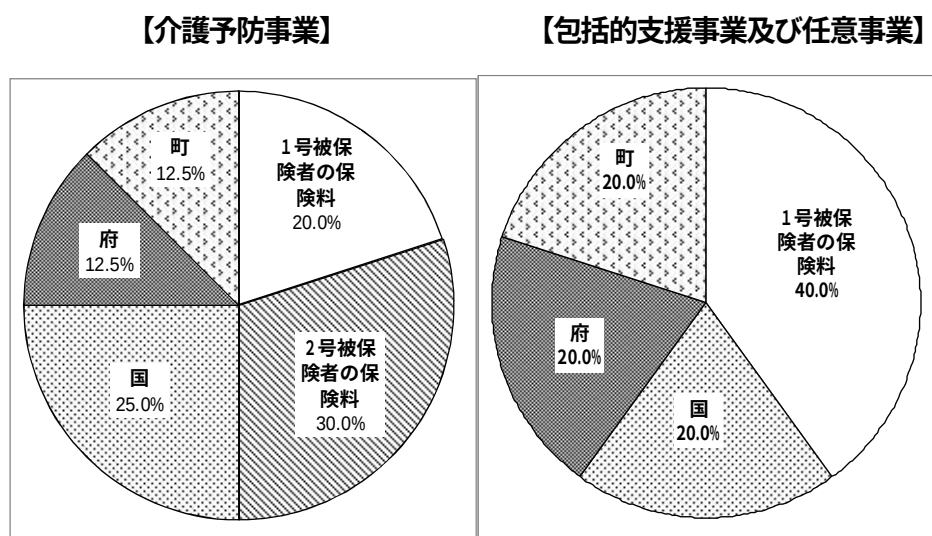
|                  | 平成21年度          | 平成22年度          | 平成23年度          | 3年間の総額          |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総給付費             | 1,213,309,491 円 | 1,297,153,840 円 | 1,374,146,628 円 | 3,884,609,959 円 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 46,230,241 円    | 49,420,127 円    | 52,335,914 円    | 147,986,282 円   |
| 高額介護サービス費等給付額    | 21,032,016 円    | 22,483,225 円    | 23,809,735 円    | 67,324,976 円    |
| 算定対象審査支払手数料      | 1,349,010 円     | 1,442,090 円     | 1,527,110 円     | 4,318,210 円     |
| (審査支払手数料件数)      | 20,754 件        | 22,186 件        | 23,494 件        | 66,434 件        |
| 標準給付費見込額         | 1,281,920,758 円 | 1,370,499,282 円 | 1,451,819,387 円 | 4,104,239,427 円 |

※標準給付費＝総給付費（介護給付費＋介護予防給付費）＋特定入所者介護サービス費＋高額介護サービス費＋審査支払手数料

### 3 地域支援事業費の見込

#### 〔1〕財源構成

地域支援事業の財源構成は以下のとおりです。



#### 〔2〕事業費規模

平成21年度から平成23年度における保険給付費※に対する地域支援事業費の割合は以下のとおり定められています。

|                   | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 介護予防事業            | 2.0%以内 | 2.0%以内 | 2.0%以内 |
| 包括的支援事業<br>及び任意事業 | 2.0%以内 | 2.0%以内 | 2.0%以内 |
| 地域支援事業総額          | 3.0%以内 | 3.0%以内 | 3.0%以内 |

※保険給付費＝介護サービス給付費＋介護予防サービス給付費＋特定入所者介護サービス費＋高額介護サービス費

#### 〔3〕地域支援事業の費用見込額

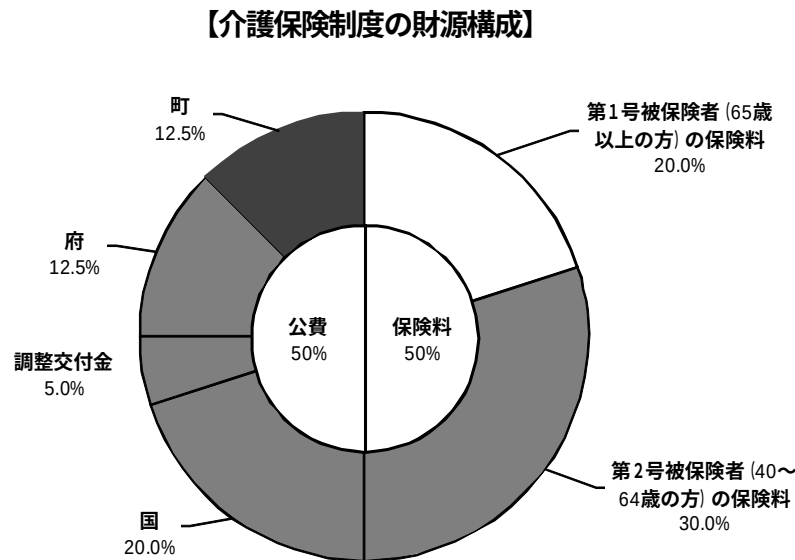
平成21年度から平成23年度までの地域支援事業費については、保険給付費の2.7%（介護予防事業 0.8%、包括的支援事業及び任意事業 1.9%）で見込んでいます。

|                   | 平成21年度       | 平成22年度       | 平成23年度       | 合計            |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 介護予防事業            | 10,244,574 円 | 10,952,457 円 | 11,602,338 円 | 22,554,795 円  |
| 包括的支援事業<br>及び任意事業 | 24,330,863 円 | 26,012,087 円 | 27,555,553 円 | 77,898,503 円  |
| 地域支援事業総額          | 34,575,437 円 | 36,964,544 円 | 39,157,891 円 | 100,453,298 円 |

## 4 保険料の算出方法

### 〔1〕介護保険制度の財源構成

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを占めています。第4期計画では、標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額の20%を第1号被保険者（65歳以上の方）、30%を第2号被保険者（40～64歳の方）が負担することを標準としています。また、公費における負担割合は、基本的には国が25%（うち、調整交付金※として5%）、府が12.5%、町が12.5%となっていますが、府が指定権限を有する施設分の給付については、国が20%（うち調整交付金として5%）、府が17.5%、町が12.5%となります。



**(※) 調整交付金**

国が、市区町村間の介護保険財政格差を是正するために、以下を考慮して交付するもの。また、調整交付金の交付割合の変動にともない、第1号被保険者の保険料の負担割合（20%）も変動する。

- ① 後期高齢者（75歳以上の方）の割合（後期高齢者加入割合補正係数として保険料算出時に加味する）
- ② 高齢者の所得分布の状況（所得段階別加入割合補正係数として保険料算出時に加味する）
- ③ 災害時の保険料減免などの特殊な場合

標準給付費と地域支援事業費の合計額に第1号被保険者の負担割合である20%を乗じて、第4期計画における本町の第1号被保険者負担相当額を算出しました。

|               | 平成21年度        | 平成22年度        | 平成23年度        | 合計            |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 第1号被保険者負担分相当額 | 263,299,239 円 | 281,492,765 円 | 298,195,456 円 | 842,987,460 円 |

## 〔2〕報酬改定を伴う保険料設定の考え方

### 1) 調整交付金

市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものであり、「高齢者中の後期高齢者の割合」と「高齢者の所得状況の格差」を勘案して調整することになっています。

上記を踏まえた第4期計画期間中の本町の交付率は0%となります。

### 2) 財政安定化基金拠出金

介護保険の財政安定化基金は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、都道府県が設置するもので、府内の市町村の介護保険財政の財源に不足が生じた場合に、当該市町村の一般会計からの繰入れを回避するため、市町村に対し資金の貸付け・交付等を行うための基金です。

第4期計画では、第3期末基金残高が増大していることから財政安定化基金拠出率は0%となりました。

### 3) 介護保険給付準備基金の取崩

第3期計画期間中の安定的な介護保険運営を行っており、給付されなかった保険料は介護保険給付準備基金として積み立てています。

第4期計画では、それらのほぼ全額にあたる86,000,000円を第1号被保険者の保険料収納必要額に充当し、保険料の上昇を抑制します。

### 4) 保険料収納必要額（交付金加算前）

第4期計画では、標準給付費見込額と地域支援事業費の合計の20%を基準に、第1号被保険者の保険料で負担する保険料収納必要額を算出します。

$$\begin{aligned} \text{■保険料収納必要額} &= \{ \text{①標準給付費見込額 と ②地域支援事業の合計} \\ &\quad \times 20\% (\text{第1号被保険者保険料負担割合}) \\ &\quad + \text{①標準給付費見込額} \times 5\% (\text{調整交付金割合}) \\ &\quad - \text{⑤調整交付金見込額} + \text{⑥財政安定化基金拠出金見込額} \\ &\quad + \text{⑦財政安定化基金償還金} + \text{⑧市町村特別給付費等} \\ &\quad - \text{⑨介護保険給付準備基金の取崩額} \end{aligned}$$

**【保険料収納必要額（交付金加算前）】**

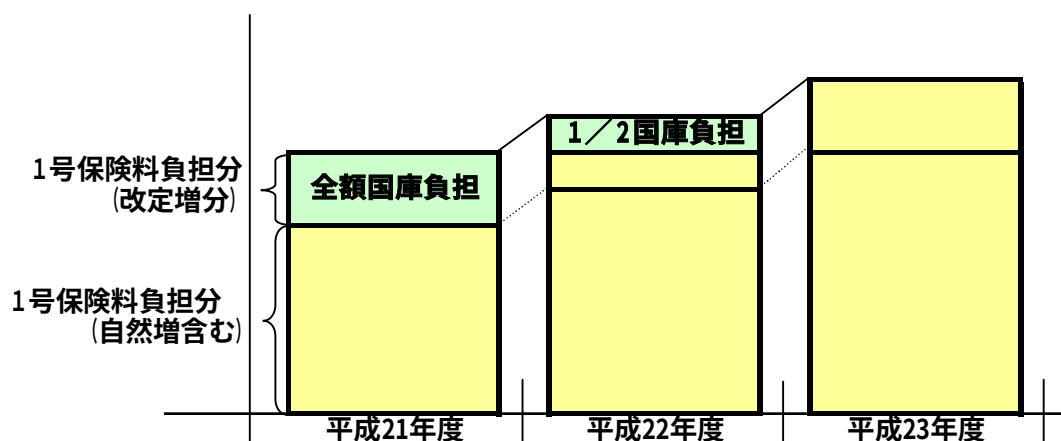
|                  | 平成21年度          | 平成22年度          | 平成23年度          |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ①標準給付費見込額        | 1,281,920,758 円 | 1,370,499,282 円 | 1,451,819,387 円 |
| ②地域支援事業費         | 34,575,437 円    | 36,964,544 円    | 39,157,891 円    |
| ③後期高齢者加入割合補正係数   |                 |                 |                 |
| 本町の前期高齢者加入率      | 0.6050          | 0.6062          | 0.6072          |
| 全国の前期高齢者の要介護者発生率 | 0.0469          |                 |                 |
| 本町の後期高齢者加入率      | 0.6528          | 0.6495          | 0.6468          |
| 全国の後期高齢者の要介護者発生率 | 0.3007          |                 |                 |
| ④所得段階別加入割合補正係数   | 1.1025          | 1.1025          | 1.1025          |
| ⑤調整交付金見込額        | 0 円             | 0 円             | 0 円             |
| 調整交付金見込交付割合      | -               | -               | -               |
| ⑥財政安定化基金拠出金見込額   | 0 円             |                 |                 |
| ⑦財政安定化基金償還金      | 0 円             | 0 円             | 0 円             |
| ⑧市町村特別給付費等       | 0 円             | 0 円             | 0 円             |
| ⑨介護保険給付準備基金の取崩額  | 86,000,000 円    |                 |                 |
| ■保険料収納必要額        | 962,199,431 円   |                 |                 |

## 5) 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の活用

介護従事者処遇改善臨時特例交付金とは、平成21年度の介護報酬改定に伴う、第1号被保険者の介護保険料の急激な上昇を抑制することを目的とし交付されます。

主な内容としては、改定による平成21年度の上昇分の全額、平成22年度の上昇分の半額について被保険者の負担を国費により軽減するものです。

【介護報酬改定による給付費増に伴う交付金算定のイメージ】



$$\text{■介護従事者処遇改善臨時特例交付金による保険料収納必要額} \\ = \text{保険料収納必要額} - \text{介護従事者処遇改善臨時特例交付金}$$

【保険料収納必要額（交付金加算後）】

|                              | 平成21年度        | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------------------------|---------------|--------|--------|
| 保険料収納必要額(交付金加算前)             | 962,199,431 円 |        |        |
| 介護従事者処遇改善臨時特例交付金             | 13,076,633 円  |        |        |
| ■介護従事者処遇改善臨時特例交付金による保険料収納必要額 | 949,122,798 円 |        |        |

各市町村保険者は、その交付金を段階的に取り崩しながら、それに対応して保険料の設定を段階的に引き上げていく、または保険料を平準的に設定する2通りの方法が示されています。

本町では、交付金を3年間平均的に取り崩していきながら、3年間の基準保険料額は変更しないという考えから保険料額を平準化して設定しました。



## 6) 介護保険料基準額の設定

第4期計画の介護保険料基準額の設定にあたって、本町では、さらなる低所得者層への配慮として、以下の方策を実施します。

- ・第4段階を細分化し、合計所得基準額80万円以下の方の保険料負担を1から0.9として軽減します。
- ・合計所得金額が125万円以下の方に対して現行の1.25から引き下げ1.15としています。
- ・所得に応じた負担を求めるため合計所得金額が400万円を超える方に対して新たな段階(8段階)を設定し、保険料基準額の上昇を抑制します。

以上により、第4期計画における所得段階を8段階とします。

◆上記を踏まえた第4期計画の所得段階の考え方は以下のとおりです。

※網かけ部分は新設

【第4期計画期間中の所得段階】

| 所得段階  |       | 基準額に対する割合(第4期)    | 対象者の内容(第4期)                                           | 所得階層別加入者割合 |
|-------|-------|-------------------|-------------------------------------------------------|------------|
| 第3期計画 | 第4期計画 |                   |                                                       |            |
| 第1段階  | 第1段階  | 基準額×0.50          | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者 または生活保護の受給者                | (0.3%)     |
| 第2段階  | 第2段階  | 基準額×0.50          | 本人及び世帯全員が住民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者              | (12.4%)    |
| 第3段階  | 第3段階  | 基準額×0.75          | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない者                          | (5.2%)     |
| 第4段階  | 第4段階  | 基準額×0.9<br>(特例段階) | 本人が住民税非課税で、同じ世帯に住民税課税者がいる者のうち、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者 | (23.3%)    |
|       |       | 基準額               | 本人が住民税非課税で、同じ世帯に住民税課税者がいる者                            | (10.7%)    |
| 第5段階  | 第5段階  | 基準額×1.15          | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が125万円以下の者                          | (8.6%)     |
|       | 第6段階  | 基準額×1.25          | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の者                  | (15.1%)    |
| 第6段階  | 第7段階  | 基準額×1.50          | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者                   | (18.6%)    |
| /     | 第8段階  | 基準額×1.75          | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上の者                          | (5.8%)     |

平成20年9月末日現在の所得段階別人数をもとに、平成21年度から平成23年度までの所得段階別人数（8段階）を見込みました。

【所得段階別人数（8段階）】

| 所得段階 | 基準所得額                    | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  |
|------|--------------------------|---------|---------|---------|
| 第1段階 |                          | 18 人    | 19 人    | 19 人    |
| 第2段階 |                          | 715 人   | 749 人   | 783 人   |
| 第3段階 |                          | 307 人   | 322 人   | 337 人   |
| 第4段階 |                          | 2,014 人 | 2,110 人 | 2,207 人 |
|      | 「課税年金収入額＋合計所得金額≤80万円」見込数 | 1,382 人 | 1,448 人 | 1,514 人 |
|      | 上記を除く見込数                 | 632 人   | 662 人   | 693 人   |
| 第5段階 |                          | 508 人   | 533 人   | 557 人   |
| 第6段階 | 1,250,000 円              | 892 人   | 934 人   | 977 人   |
| 第7段階 | 2,000,000 円              | 1,110 人 | 1,163 人 | 1,217 人 |
| 第8段階 | 4,000,000 円              | 343 人   | 359 人   | 375 人   |
| 計    |                          | 5,907 人 | 6,189 人 | 6,472 人 |

## 7) 第1号被保険者の基準月額保険料の算出

第1号被保険者の基準月額保険料は、計画期間における標準給付費見込額や地域支援事業費等により算出しました保険料収納必要額を計画期間における第1号被保険者数等で割ることにより算出いたします。なお、第1号被保険者が納付する保険料は、前年の所得状況等に応じたものであります。

【所得段階加入割合補正後被保険者数】

|                  | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  | 合計       |
|------------------|---------|---------|---------|----------|
| 所得段階加入割合補正後被保険者数 | 6,437 人 | 6,744 人 | 7,053 人 | 20,234 人 |

$$\begin{aligned} \text{第1号被保険者の保険料基準月額} &= \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率}(\%) \\ &\div \text{所得段階加入割合補正後被保険者数} \\ &\div 12\text{ヶ月} \end{aligned}$$

$$(\%) \text{予定保険料収納率} = 99.50\%$$

## 5 第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料年額

所得段階別に見た第1号被保険者の年間の介護保険料は以下のとおりです。

【第4期計画における第1号被保険者基準月額保険料】

|            |         |
|------------|---------|
| 保険料基準額（年額） | 47,144円 |
| 保険料基準額（月額） | 3,929円  |

| 所得段階 |                   | 介護保険料額<br>(年額) | 対象者の内容                                                |
|------|-------------------|----------------|-------------------------------------------------------|
| 第1段階 | 基準額×0.50          | 23,572円        | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者 または生活保護の受給者                |
| 第2段階 | 基準額×0.50          | 23,572円        | 本人及び世帯全員が住民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者              |
| 第3段階 | 基準額×0.75          | 35,358円        | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない者                          |
| 第4段階 | 基準額×0.9<br>(特例段階) | 42,429円        | 本人が住民税非課税で、同じ世帯に住民税課税者がいる者のうち、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者 |
|      | 基準額               | 47,144円        | 本人が住民税非課税で、同じ世帯に住民税課税者がいる者                            |
| 第5段階 | 基準額×1.15          | 54,215円        | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が125万円以下の者                          |
| 第6段階 | 基準額×1.25          | 58,930円        | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の者                  |
| 第7段階 | 基準額×1.50          | 70,716円        | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者                   |
| 第8段階 | 基準額×1.75          | 82,502円        | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上の者                          |

## 資料

### 豊能町介護保険運営委員会委員名簿（平成20年度）

|             | 氏 名         | 所属及び役職等              |
|-------------|-------------|----------------------|
| 学識経験者       | 小 椋 芳子（委員長） | 大阪健康福祉短期大学准教授        |
| 保健・福祉・医療関係者 | 北川 恒男（副委員長） | 池田市歯科医師会代表           |
|             | 小川 定男       | 池田市医師会代表             |
|             | 森安 敏之       | 豊能町民生委員児童委員協議会会長     |
|             | 森田 次郎       | 特別養護老人ホームのせの里施設長     |
|             | 小林 修        | 特別養護老人ホーム祥雲館施設長      |
|             | 佐藤 滋        | 大阪府池田保健所長            |
|             | 山本 浩司       | 豊能町社会福祉協議会会長         |
|             | 難波 邦子       | 高槻市・箕面市・茨木市介護認定審査会委員 |
|             | 仲 郁實        | 元豊能町介護相談員            |
|             | 正木 峰子       | 豊能町ボランティア団体代表        |
| 被保険者代表      | 北川 方之       | 豊能町老人クラブ連合会代表        |
|             | 松田 稔        | 豊能町老人介護者（家族）の会代表     |
|             | 薮田 昇太郎      | 豊能町住民代表（公募）          |
| 行政          | （欠員）        | 豊能町副町長               |
|             | 上林 勲        | 豊能町生活福祉部長            |

16名（現在15名）

## 豊能町介護保険運営委員会日程及び内容

| 回 | 開催日         | 内 容                                           |
|---|-------------|-----------------------------------------------|
| 1 | 平成19年8月28日  | ・第3期介護保険事業計画の進捗状況（中間報告）について                   |
| 2 | 平成20年5月26日  | ・第3期介護保険事業計画の進捗状況について<br>・第4期事業計画策定スケジュールについて |
| 3 | 平成20年6月24日  | ・次期計画のための基礎調査の実施について                          |
| 4 | 平成20年12月19日 | ・第4期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の全体骨子について             |
| 5 | 平成21年1月26日  | ・第4期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（素案）について              |
| 6 | 平成21年2月16日  | ・第4期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（素案）について              |
| 7 | 平成21年3月27日  | ・第4期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（案）について               |

---

＜発行日＞

平成21年3月

＜発行＞

豊能町生活福祉部高齢障害福祉課

〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1

電話：072-739-0001（代表）/FAX：072-439-1980

---